

改正案	現行
<p>関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)(第一条關係)</p> <p>(変質、損傷等の場合の減稅又は戻し稅等)</p> <p>第十条 (省略)</p> <p>2及び3 (省略)</p> <p>4 特例申告貨物(關稅法第七条の二第二項(申告の特例)に規定する特例申告貨物をいう。以下この項、第十九条第六項、第十九条の二第四項並びに第二十条第四項及び第五項において同じ。)が、輸入の許可後引き続き、保稅地域等に置かれており、かつ、当該特例申告貨物に係る特例申告書(同法第七条の二第一項に規定する特例申告書をいう。以下この項、第十九条第六項、第十九条の二第四項並びに第二十条第四項及び第五項において同じ。)が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は變質し、若しくは損傷した場合においては、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その關稅の全部又は一部に相當する額を当該特例申告貨物に課されるべき關稅の額から控除することができる。</p> <p>(無条件免稅)</p> <p>第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その關稅を免除する。</p> <p>一～六の二 (省略)</p> <p>七 本邦に住所を移轉するため以外の目的で本邦に入國する者がその入國の際に</p>	<p>関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)(第一条關係)</p> <p>(変質、損傷等の場合の減稅又は戻し稅等)</p> <p>第十条 同上</p> <p>2及び3 同上</p> <p>4 特例申告(關稅法第七条の二第二項(申告の特例)に規定する特例申告をいう。第十九条第六項、第十九条の二第四項及び第二十条第四項において同じ。)に係る指定貨物(同法第七条の二第一項に規定する指定貨物をいう。以下この項、第十九条第六項、第十九条の二第四項並びに第二十条第四項及び第五項において同じ。)が、輸入の許可後引き続き、保稅地域等に置かれており、かつ、当該指定貨物に係る特例申告書(同法第七条の二第一項に規定する特例申告書をいう。以下この項、第十九条第六項、第十九条の二第四項並びに第二十条第四項及び第五項において同じ。)が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は變質し、若しくは損傷した場合においては、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その關稅の全部又は一部に相當する額を当該指定貨物に課されるべき關稅の額から控除することができる。</p> <p>(無条件免稅)</p> <p>第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その關稅を免除する。</p> <p>一～六の二 同上</p> <p>七 本邦に住所を移轉するため以外の目的で本邦に入國する者がその入國の際に</p>

携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）

八 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうち当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）

九、十八（省略）

（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）

第十九条（省略）

2、5（省略）

6 特例申告貨物のうち輸出貨物の製造に使用される原料品であつて政令で定めるもので輸入され、第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場で当該製造がされてその製品が輸出されるものについては、当該製品が当該原料品に係る特例申告書の提出前に輸出され、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該原料品に課されるべき関税の額から控除する。

7及び8（省略）

（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）

第十九条の二（省略）

2及び3（省略）

4 保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料として使用する

携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品（自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く。）のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具で、その入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの

八 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品（自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く。）のうち当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具。但し、これらの者が既に使用したものでその住所を移転する事由、外国及び本邦における居住期間、職業、家族の数その他の事情を勘案して税関が通常、且つ、相応と認めるものに限る。

九、十八 同上

（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）

第十九条 同上

2、5 同上

6 特例申告に係る指定貨物のうち輸出貨物の製造に使用される原料品であつて政令で定めるもので輸入され、第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場で当該製造がされてその製品が輸出されるものについては、当該製品が当該原料品に係る特例申告書の提出前に輸出され、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該原料品に課されるべき関税の額から控除する。

7及び8 同上

（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）

第十九条の二 同上

2及び3 同上

4 保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料として使用する

る外国貨物がなくなつたこと等により、輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することが必要であつて、その輸入された貨物が特例申告貨物であり、かつ、第一項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該特例申告貨物でその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料品として製造した貨物を当該特例申告書の提出前に輸出し、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

5 (省略)

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)

第二十条 (省略)

2及び3 (省略)

4 特例申告貨物のうち第一項各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出する場合(同項第一号又は第二号に掲げる貨物にあつては、返送のため輸出する場合に限る。)において、当該特例申告貨物が当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に保税地域に入れられたものであり、かつ、当該特例申告貨物を当該特例申告書の提出前に輸出したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

5 前項に規定する特例申告貨物を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて当該特例申告書の提出前に廃棄したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物

る外国貨物がなくなつたこと等により、輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することが必要であつて、その輸入された貨物が特例申告に係る指定貨物であり、かつ、第一項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該指定貨物でその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを当該指定貨物に係る特例申告書の提出前に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料品として製造した貨物を当該特例申告書の提出前に輸出し、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該指定貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

5 同上

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)

第二十条 同上

2及び3 同上

4 特例申告に係る指定貨物のうち第一項各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出する場合(同項第一号又は第二号に掲げる貨物にあつては、返送のため輸出する場合に限る。)において、当該指定貨物が当該指定貨物に係る特例申告書の提出前に保税地域に入れられたものであり、かつ、当該指定貨物を当該特例申告書の提出前に輸出したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税に相当する額を当該指定貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

5 前項に規定する指定貨物を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これを当該指定貨物に係る特例申告書の提出前に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて当該特例申告書の提出前に廃棄したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該指定貨物に課されるべ

に課されるべき関税の額から控除することができる。

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

番 号	品 名	税 率
四・二 四二・一	<p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）</p> <p>一 （省略）</p> <p>二 その他のもの</p> <p>（一）小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）</p>	一キログラ

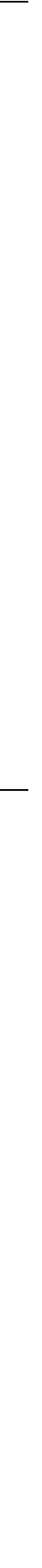
き関税の額から控除することができる。

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

番 号	品 名	税 率
四・二 四二・一	<p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）</p> <p>一 同上</p> <p>二 その他のもの</p> <p>（一）小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）</p>	一キログラ

<p>二八四一・九 ~ 二八四一・五 二八四一・三 二八四一・二 二八四一・一</p>	<p>二二七・二</p>	<p>四二・二二 ~ 四二・九九</p>	<p>四二・二二 ~ 四二・九九</p>
<p>(省略)</p>	<p>(一) 工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの (二) (省略)</p>	<p>(二) (省略)</p>	<p>六六円 △につき四</p>
	<p>無税</p>		

<p>二八四一・九 ~ 二八四一・五 二八四一・三 二八四一・二 二八四一・一</p>	<p>二二七・二</p>	<p>四二・二二 ~ 四二・九九</p>	<p>四二・二二 ~ 四二・九九</p>
<p>同上</p>	<p>(一) 工業用アルコールの製造の用に供するもの (二) 同上</p>	<p>同上</p>	<p>六六円 △につき四</p>
	<p>無税</p>		



改正案

現行

<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条関係）</p> <p>（課税物件の確定の時期）</p> <p>第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時に於ける現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める時に於ける現況による。</p> <p>一 保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物（通常保税蔵置場又は総合保税地域に置かれる期間が長期にわたり、その間に欠減が生ずるものとして政令で定めるもの、総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号又は第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為がされたもの、第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により税関に届け出て廃棄したものと並びに次号から第三号の二まで、第七号及び第八号に掲げるものを除く。） 第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定により保税蔵置場又は総合保税地域に置くことが承認された時</p> <p>二 保税工場又は総合保税地域における第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品である外国貨物（第七号及び第八号に掲げるもの並びに政令で定めるものを除く。） 第六十一条の四において準用する第四十三条の三第一項又は第六十二条の十の規定により当該貨物の原料である外国貨物につき、保税工場若しくは総合保税地域に置くこと又は保税工場において当該保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号に掲げる行為をすることが承認された時</p>	<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条関係）</p> <p>（課税物件の確定の時期）</p> <p>第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時に於ける現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める時に於ける現況による。</p> <p>一 保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物（通常保税蔵置場又は総合保税地域に置かれる期間が長期にわたり、その間に欠減が生ずるものとして政令で定めるもの、総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号又は第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為がされたもの、第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により税関に届け出て廃棄したものと並びに次号から第三号の二まで、第七号及び第八号に掲げるものを除く。） 第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の規定により保税蔵置場又は総合保税地域に置くことが承認された時</p> <p>二 保税工場又は総合保税地域における第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品である外国貨物（第七号及び第八号に掲げるもの並びに政令で定めるものを除く。） 第六十二条（保税工場）において準用する第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くこと等の承認）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の規定により当該貨物の原料である外国貨物につき、保税工場若しくは総合保税地域に置くこと又は保税工場において当該保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をすることが承認された時</p>
---	--

三 第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）又は第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（これらの規定を第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により指定された場所にこれらの規定により指定された期間を経過した後置かれていた外国貨物（前号、次号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）これらの規定による許可がされた時

三の二 保税展示場又は総合保税地域に入れられた外国貨物のうち、保税展示場又は総合保税地域における販売又は消費を目的とするもの、保税展示場において外国貨物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品（政令で定めるものを除く。）その他これらに類する貨物で政令で定めるもの（第三十四条の規定により税関に届け出て廃棄したもの並びに第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による承認又は第六十二条の十一（販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出がされた時

三の三（省 略）

四 保税地域にある外国貨物又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長の許可を受けた外国貨物で、亡失し、又は滅却されたもの（第一号、第二号、第三号の二、次号及び第八号に掲げるものを除く。）亡失又は滅却の時

五（省 略）

五の二 第六十七条の二第一項第二号（輸出申告又は輸入申告の時期）に該当して輸入申告がされた貨物であつて、輸入の許可を受けたもの（第一号、第二号、第三号の二及び前号に掲げるものを除く。）当該輸入の許可の時

六〇八（省 略）

2（省 略）

（申告の特例）

三 第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）又は第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（これらの規定を第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の規定により指定された場所にこれらの規定により指定された期間を経過した後置かれていた外国貨物（前号、次号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）これらの規定による許可がされた時

三の二 保税展示場又は総合保税地域に入れられた外国貨物のうち、保税展示場又は総合保税地域における販売又は消費を目的とするもの、保税展示場において外国貨物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品（政令で定めるものを除く。）その他これらに類する貨物で政令で定めるもの（第三十四条の規定により税関に届け出て廃棄したもの並びに第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による承認又は第六十二条の十一（総合保税地域に販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出がされた時

三の三 同 上

四 保税地域にある外国貨物又は第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長の許可を受けた外国貨物で、亡失し、又は滅却されたもの（第一号、第二号、第三号の二、次号及び第八号に掲げるものを除く。）亡失又は滅却の時

五 同 上

六〇八 同 上

2 同 上

（申告の特例）

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後、申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによって、同条第一項の申告を行うことができる。

2 特例申告（特例申告書の提出によつて行う前条第一項の申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、特例申告に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該特例申告貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3及び4 （省 略）

5 関税率法第十条第一項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定その他政令で定める規定は、特例申告貨物については、適用しない。

6 第一項の承認を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

7 （省 略）

（特例申告を選択したものとみなす場合）

第七条の三 輸入申告に併せて第七条第二項（申告）の規定による申告を行っていない特例輸入者は、当該輸入申告に係る貨物（前条第四項に規定する貨物を除く。）については、特例申告を行うことを選択したものとみなす。

（承認の要件）

第七条の五 税関長は、第七条の二第六項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後、税関長の指定を受けた貨物（以下「指定貨物」という。）であつて申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによって、同条第一項の申告を行うことができる。

2 特例申告（特例申告書の提出によつて行う前条第一項の申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、特例申告に係る指定貨物で輸入の許可を受けたものについて、当該許可ごとに特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該指定貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3及び4 同 上

5 関税率法第十条第一項（変質又は損傷の場合の減税）の規定その他政令で定める規定は、特例申告に係る指定貨物については、適用しない。

6 第一項の承認を受けようとする者は、同項の指定を受けようとする貨物の品名その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

7 同 上

（特例申告を選択したものとみなす場合）

第七条の三 指定貨物の輸入申告に併せて第七条第二項（申告）の規定による申告を行っていない特例輸入者は、当該指定貨物については、特例申告を行うことを選択したものとみなす。

（承認の要件）

第七条の五 税関長は、第七条の二第六項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の

承認をしないことができる。

一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。

イ (省略)

ロ イに規定する法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

ハ その業務についてイ若しくはロに該当する者を役員とする法人であるとき、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であるとき。

ニ (省略)

ホ (省略)

ヘ 第七条の十二第一項第二号八若しくは二又は第二号(承認の取消し)の規定により第七条の二第一項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であるとき。

二 承認を受けようとする者が、特例申告を電子情報処理組織(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第一条第二号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用し、て行うことその他特例申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができると認められないとき。

三 承認を受けようとする者が、特例申告貨物の輸入に関する業務について、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていないとき。

(規則等に関する改善措置)

承認をしないことができる。

一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。

イ 同上

ロ その業務についてイに該当する者を役員とする法人であるとき、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であるとき。

ハ 同上

ニ 同上

ホ 第七条の十二第一項第二号八若しくは二又は同項第三号(承認の取消し)の規定により第七条の二第一項の承認を取り消された日から一年を経過していない者であるとき。

二 次条第一項後段の規定により提出された同項に規定する貨物指定申請書に記載された貨物で当該貨物指定申請書の提出があつた日前一年間に輸入したものに係る帳簿の備付け、記載若しくは当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し若しくは受領した書類その他の書類で第七条の九第一項(帳簿の備付け等)に規定する政令で定めるもの(以下この号において「帳簿等」という。)の保存が同項に規定する政令で定めるところに従つて行われていないとき、又は帳簿等に不実の記載があるとき。

三 次条第一項後段の規定により提出された同項に規定する貨物指定申請書に記載された貨物の全部について第七条の二第一項の指定をしないとき。

(指定の申請)

第七条の六 税関長は、特例輸入者がこの法律の規定に従つて特例申告を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則又は当該規則に定められた事項に係る業務の遂行に関し、その改善に必要な措置を講ずることを求めることができる。

第七条の六 第七条の二第一項（申告の特例）の指定を受けよつとする者は、当該指定を受けよつとする貨物ごとく、その品名その他必要な事項を記載した申請書（以下この条において「貨物指定申請書」という。）を、同項の承認を受けよつとする税関長（特例輸入者にあつては、当該承認をした税関長）に提出しなければならぬ。この場合において、貨物指定申請書は、特例輸入者が提出する場合を除き、第七条の二第六項の規定による申請書の提出に併せて提出しなければならない。

2 第七条の二第六項の規定による申請書の提出に併せて貨物指定申請書の提出があつた場合において、同条第一項の承認をしない旨の処分があつたときは、当該貨物指定申請書の提出はなかつたものとみなす。

3 税関長は、貨物指定申請書の提出があつた場合において、当該貨物指定申請書に記載された貨物について、申告納税方式が適用され継続的に輸入されている場合として政令で定める場合に該当しないときは、第七条の二第一項の指定をしないものとする。

4 税関長は、貨物指定申請書の提出があつた場合において、当該貨物指定申請書に記載された貨物でその提出の日前一年間に輸入されたものに係る関税、内国消費税又は地方消費税についての第七条の十四第一項（修正申告）若しくは国税通則法第十九条第一項若しくは第二項（修正申告）の規定による修正申告、第七条の十六第一項若しくは第三項（更正）若しくは同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正又は第七条の十六第二項（決定）若しくは同法第二十五条（決定）の規定による決定（以下この項及び次条第二項において「修正申告等」という。）があつたとき（当該修正申告等により第十二条の二第一項若しくは第二項（過少申告加算税）若しくは同法第六十五条第一項若しくは第二項（過少申告加算税）の規定による過少申告加算税、第十二条の三第一項（無申告加算税）若しくは同法第六十六条第一項（無申告加算税）の規定による無申告加算税又は第十二条の四第一項若しくは第二項（重加算税）若しくは同法第六十八条第一項若しくは第二項（重加算税）の規定による重加算税を課された

第七条の七 削除

ときに限る。次条第二項において同じ。）は、当該貨物について第七条の第二項の指定をしないことができる。

5| 貨物指定申請書の記載事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定の取消し等)

第七条の七 特例輸入者は、指定貨物について特例申告書を提出する必要がなくなつたときは、その旨を第七条の二第二項（申告の特例）の指定をした税関長に届け出ることができる。

2| 税関長は、特例輸入者が過去一年間にした又はすべきであつた第七条第一項（申告）の申告に係る指定貨物について修正申告等があつたときは、当該指定貨物に係る第七条の二第二項の指定を取り消すことができる。

3| 第一項の規定による届出又は前項の規定による取消しがあつた場合には、当該届出又は取消しに係る指定貨物についての第七条の二第二項の指定は、その効力を失う。第七条の十一第一項（承認の失効）の規定により第七条の二第二項の承認が失効した場合における当該承認を受けていた者に係る指定貨物の全部についても、また、同様とする。

4| 第一項の規定による届出の手續その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(担保の提供)

第七条の八 特例申告を行おうとする特例輸入者は、その月（以下この条において「特定月」という。）において輸入しようとする指定貨物（申告納税方式が適用されるものに限る。以下この項において同じ。）に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税（以下この条及び第七条の十一第二項（承認の失効）において「関税等」という。）でその輸入の予定地において特例申告により納付する見込みの額の合計額と特定月の属する年の前年において当該輸入の予定地において輸

(担保の提供)

第七条の八 特例申告を行おうとする特例輸入者は、その月（以下この条において「特定月」という。）において輸入しようとする貨物（申告納税方式が適用されるものに限る。以下この項において同じ。）に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税（以下この条及び第七条の十一第二項（承認の失効）において「関税等」という。）でその輸入の予定地において特例申告により納付する見込みの額の合計額と特定月の属する年の前年において当該輸入の予定地において輸入し

た貨物について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行った月数で除して得た額とのいずれが多い額に相当する額の担保を、特定月の前月末日までに、当該輸入の予定地を所轄する税関長に提供しなければならない。

2 税関長は、特例輸入者が特定月に輸入した特例申告貨物につき納付すべき関税等の額の合計額が前項の規定により提供した担保の額を超えた場合には、政令で定めるところにより、その差額に相当する額を限度として、当該特例輸入者に対し、同項の規定により特定月の翌月末日までに提供された担保に係る増担保の提供を命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第七条の九 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特例申告貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの(第七条の十一第二項(承認の失効)及び第七条の十二第一項第一号(承認の取消し)において「帳簿書類」という。)を保存しなければならない。

2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。)(第四条(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第六条第一項から第五項まで(電磁的記録による保存等の承認の申請等)、第七条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)、第八条から第十条まで(電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対

入した指定貨物について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行った月数で除して得た額(当該前年において当該輸入の予定地において輸入した指定貨物について特例申告を行ったことがない場合にあつては、当該指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の十二分の一に相当する額)とのいずれが多い額に相当する額の担保を、特定月の前月末日までに、当該輸入の予定地を所轄する税関長に提供しなければならない。

2 税関長は、特例輸入者が特定月に輸入した特例申告に係る指定貨物につき納付すべき関税等の額の合計額が前項の規定により提供した担保の額を超えた場合には、政令で定めるところにより、その差額に相当する額を限度として、当該特例輸入者に対し、同項の規定により特定月の翌月末日までに提供された担保に係る増担保の提供を命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第七条の九 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告に係る指定貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該指定貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの(第七条の十一第二項(承認の失効)及び第七条の十二第一項第三号(承認の取消し)において「帳簿書類」という。)を保存しなければならない。

2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。)(第四条(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第六条第一項から第五項まで(電磁的記録による保存等の承認の申請等)、第七条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)、第八条から第十条まで(電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対

する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外
・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第二号
から第五号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特
例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「国税関係
帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）
の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下
「関税関係帳簿」という。）（「と、」納税地等の所轄税務署長（財務省令で定め
る場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）
」とあるのは「同法第七条の二第一項（申告の特例）の承認をした税関長（以下
「承認税関長」という。）（「と、」同条第二項中「国税関係書類の全部」とあるの
は「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされ
ている書類（以下「関税関係書類」という。）（の全部」と、同法第五条第一項中
「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第三項中
「国税関係帳簿書類の」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税
関係書類をいう。以下同じ。）（の」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備
付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを
開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号
において同じ。）（とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国
税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税
関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代え
る日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるとき
は、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）（とあるのは「代
える日」と、「同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条
第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係
る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と
、同法第十一条第三項第一号中「所得税法第四百五十五条第一号（青色申告の承認
申請の却下）（同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合

する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外
・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第二号
から第五号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特
例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「国税関係
帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）
の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下
「関税関係帳簿」という。）（「と、」納税地等の所轄税務署長（財務省令で定め
る場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）
」とあるのは「同法第七条の二第一項（申告の特例）の承認をした税関長（以下
「承認税関長」という。）（「と、」同条第二項中「国税関係書類の全部」とあるの
は「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされ
ている書類（以下「関税関係書類」という。）（の全部」と、同法第五条第一項中
「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第三項中
「国税関係帳簿書類の」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税
関係書類をいう。以下同じ。）（の」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備
付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを
開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号
において同じ。）（とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国
税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税
関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代え
る日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるとき
は、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）（とあるのは「代
える日」と、「同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条
第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係
る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と
、同法第十一条第三項第一号中「所得税法第四百五十五条第一号（青色申告の承認
申請の却下）（同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合

を含む。」「とあるのは「関税法第七条の十二第二項第二号（承認の取消し）」と、「帳簿書類」とあるのは「政令で定めるところ」と、「第五条各項」とあるのは「若しくは第五条各項」と、「若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）」とあるのは「に規定する財務省令で定めるところ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（承認の失効）

第七条の十一（省略）

2 第七条の二第二項の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人（承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人）は、その失効前に輸入の許可を受けた特例申告貨物に係る特例申告の義務、当該特例申告貨物について課されるべき又は納付すべき関税等の納付の義務並びに当該特例申告貨物に係る第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定による帳簿の備付け及び記載並びに帳簿書類の保存の義務を免れることができない。

（承認の取消し）

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七条の二第二項（申告の特例）の承認を取り消すことができる。

一 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

イ 二（省略）

ホ 第七条の五第一号イから八まで又は第二号（承認の要件）のいずれかに該当するとき。

ハ 第七条の六（規則等に関する改善措置）の規定による税関長の求めに応じ

を含む。」「とあるのは「関税法第七条の十二第二項第三号（承認の取消し）」と、「帳簿書類」とあるのは「政令で定めるところ」と、「第五条各項」とあるのは「若しくは第五条各項」と、「若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）」とあるのは「に規定する財務省令で定めるところ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（承認の失効）

第七条の十一 同上

2 第七条の二第二項の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人（承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人）は、その失効前に輸入の許可を受けた指定貨物に係る特例申告の義務、当該特例申告に係る指定貨物について課されるべき又は納付すべき関税等の納付の義務並びに当該指定貨物に係る第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定による帳簿の備付け及び記載並びに帳簿書類の保存の義務を免れることができない。

（承認の取消し）

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七条の二第二項（申告の特例）の承認を取り消すことができる。

一 指定貨物の全部について、第七条の七第三項前段（指定の取消し等）の規定により第七条の二第二項の指定が失効したとき、又は第七条の六第三項（指定の申請）に規定する政令で定める場合でなくなつたとき。

二 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

イ 二 同上

ホ 第七条の五第一号イ又はロ（承認の要件）のいずれかに該当するとき。

なかつたとき。

二 (省 略)

2 (省 略)

(更正の請求)

第七条の十五 納税申告をした者は、当該申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告により納付すべき税額(当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過大である場合には、当該申告に係る貨物の輸入の許可があるまで又は当該許可の日(特例申告貨物については、特例申告書の提出期限)から一年以内(第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けた者に係る場合にあつては、当該承認の日の翌日から起算して一年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日までの間)に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、その申告に係る税額等(当該税額等に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

2 (省 略)

(更正及び決定)

第七条の十六 (省 略)

2 税関長は、納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時(特例申告貨物)については、特例申告書の提出期限(までに当該申告がないときは、その調査により、当該貨物に係る税額等を決定する。

3~5 (省 略)

(納期限の延長)

第九条の二 (省 略)

三 同上

2 同上

(更正の請求)

第七条の十五 納税申告をした者は、当該申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告により納付すべき税額(当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過大である場合には、当該申告に係る貨物の輸入の許可があるまで又は当該許可の日(特例申告に係る指定貨物については、特例申告書の提出期限)から一年以内(第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けた者に係る場合にあつては、当該承認の日の翌日から起算して一年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日までの間)に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、その申告に係る税額等(当該税額等に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

2 同上

(更正及び決定)

第七条の十六 同上

2 税関長は、納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時(特例申告に係る指定貨物)については、特例申告書の提出期限(までに当該申告がないときは、その調査により、当該貨物に係る税額等を決定する。

3~5 同上

(納期限の延長)

第九条の二 同上

2 申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を輸入しようとする者が、その月（以下この項において「特定月」という。）において輸入しようとする貨物に課されるべき関税の納期限に関し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨の申請書とその輸入の予定地を所轄する税関長に提出し、かつ、特定月において輸入しようとする貨物に係る関税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が輸入する貨物に係る関税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における関税額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。

3及び4（省 略）

（関税の徴収）

第十一条 関税が納期限までに完納されない場合（当該関税につき担保の提供がある場合を除く。）及び国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）に掲げる場合に該当し、納付すべき税額の確定した関税がその納期限までに完納されないと認められる場合又は特例申告貨物につき納付すべき関税（納付すべき税額が確定したものを除く。）でその確定後においては当該関税の徴収を確保することができないと認められるものがある場合における当該関税の徴収については、国税徴収の例による。

（延滞税）

第十二条（省 略）

2～7（省 略）

8 第一項において「法定納期限」とは、当該関税を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に掲げる日（第三号又は第四号に掲げる関税につき当該各号の書類が二回以上にわたって発せられた場合には、その最初に発

2 申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を輸入しようとする者が、その月（以下この項において「特定月」という。）において輸入しようとする貨物に課されるべき関税の納期限に関し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨の申請書とその輸入の予定地を所轄する税関長に提出し、かつ、特定月において輸入しようとする貨物に係る関税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が輸入する貨物に係る関税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における関税額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。

3及び4 同 上

（関税の徴収）

第十一条 関税が納期限までに完納されない場合（当該関税につき担保の提供がある場合を除く。）及び国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）に掲げる場合に該当し、納付すべき税額の確定した関税がその納期限までに完納されないと認められる場合又は特例申告に係る指定貨物につき納付すべき関税（納付すべき税額が確定したものを除く。）でその確定後においては当該関税の徴収を確保することができないと認められるものがある場合における当該関税の徴収については、国税徴収の例による。

（延滞税）

第十二条 同 上

2～7 同 上

8 第一項において「法定納期限」とは、当該関税を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に掲げる日（第三号又は第四号に掲げる関税につき当該各号の書類が二回以上にわたって発せられた場合には、その最初に発

せられた日)又は期限とする。

一 特例申告貨物につき納付すべき関税(第九条の二第三項(納期限の延長)の規定により納付すべき期限が延長された関税を除く。) 特例申告書の提出期限

二及び三 (省略)

四 第七十七条第六項(郵便物の関税の納付等)の税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税 当該関税に係る第九条の三の規定による納税告知書が発せられた日

五 関稅定率法第七條第三項(相殺関税)若しくは第八條第二項(不当廉売関税)の規定により課する関税又は同条第十六項の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項の規定により課する関税 当該関税に係る納税告知書に記載された納期限

六 (省略)

9 (省略)

(無申告加算税)

第十二条の三 (省略)

2及び3 (省略)

4 期限後特例申告書の提出又は第一項第二号の修正申告がされた場合において、その提出又は修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に基づき第九条第二項の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、同項及び第二項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

5〜7 (省略)

せられた日)又は期限とする。

一 特例申告に係る指定貨物につき納付すべき関税(第九条の二第三項(納期限の延長)の規定により納付すべき期限が延長された関税を除く。) 特例申告書の提出期限

二及び三 同上

四 第七十七条第六項(関税の納付前における郵便物の受取り)の税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税 当該関税に係る第九条の三(納税の告知)の規定による納税告知書が発せられた日

五 関稅定率法第七條第三項(相殺関税の遡及課税)若しくは第八條第二項(不当廉売関税の遡及課税)の規定により課する関税又は同条第十六項(新規供給者の不当廉売関税)の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項(不当廉売関税)の規定により課する関税 当該関税に係る納税告知書に記載された納期限

六 同上

9 同上

(無申告加算税)

第十二条の三 同上

2及び3 同上

4 期限後特例申告書の提出又は第一項第二号の修正申告がされた場合において、その提出又は修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に基づき第九条第二項の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

5〜7 同上

(更正、決定等の期間制限)

第十四条 (省略)

2及び3 (省略)

4 この条及び次条第一項において「法定納期限等」とは、当該関税(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税にあつては、その納付の起因となつた関税)を課される貨物を輸入する日(輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日)とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める日又は期限とする。

一 特例申告貨物につき納付すべき関税 特例申告書の提出期限

二 (省略)

三 第七十七条第六項(郵便物の関税の納付等)の規定により税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税 当該承認の日

四 関稅定率法第七條第三項(相殺關稅)若しくは第八條第二項(不当廉売關稅)の規定により課する関税又は同条第十六項の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項の規定により課する関税 当該関税を課することができることとなつた日

五 (省略)

(積荷に関する事項の報告)

第十五条の二 税関長は、前条第一項又は第七項の規定により積荷に関する事項の報告があつた場合において、この法律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その入港の前に、当該積荷の荷受人その他の政令で定める者に対し、報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、遅滞なく、当該報告をしなければならぬ。

(更正、決定等の期間制限)

第十四条 同上

2及び3 同上

4 この条及び次条第一項において「法定納期限等」とは、当該関税(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税にあつては、その納付の起因となつた関税)を課される貨物を輸入する日(輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日)とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める日又は期限とする。

一 特例申告に係る指定貨物につき納付すべき関税 特例申告書の提出期限

二 同上

三 第七十七条第六項(関税の納付前における郵便物の受取り)の規定により税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税 当該承認の日

四 関稅定率法第七條第三項(相殺關稅の遡及課稅)若しくは第八條第二項(不当廉売關稅の遡及課稅)の規定により課する関税又は同条第十六項(新規供給者の不当廉売關稅)の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項(不当廉売關稅)の規定により課する関税 当該関税を課することができることとなつた日

五 同上

(特殊船舶等の入港手続)

第十五条の三 (省 略)

2及び3 (省 略)

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十八条の二 特殊船舶等のうち船舶であるもの(次項において「特殊船舶」という。)が開港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の三(特殊船舶等の入港手続)の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 前項の場合において、同項の特殊船舶の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条の三第一項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 特殊船舶等のうち航空機であるもの(次項において「特殊航空機」という。)が税関空港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の三の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の特殊航空機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第

(特殊船舶等の入港手続)

第十五条の二 同 上

2及び3 同 上

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十八条の二 特殊船舶等のうち船舶であるもの(次項において「特殊船舶」という。)が開港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の二(特殊船舶等の入港手続)の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 前項の場合において、同項の特殊船舶の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条の二第一項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 特殊船舶等のうち航空機であるもの(次項において「特殊航空機」という。)が税関空港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の二の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の特殊航空機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第

十五條の三第一項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。

（船舶又は航空機と陸地との交通等）

第二十四条（省 略）

2（省 略）

3 税関長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該許可をしないことができる。

一 その者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経ない場合

二 その者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない場合

三（省 略）

4（省 略）

（船長又は機長の行為の代行）

第二十六条 第十五条（入港手続）、第十五条の三（特殊船舶等の入港手続）、第十七条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第十八条の二（特殊船舶等の入出港の簡易手続）、第二十条（不開港への出入）、第二十条の二（特殊船舶等の不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）又は前条の規

十五條の二第一項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。

（船舶又は航空機と陸地との交通等）

第二十四条 同 上

2 同 上

3 税関長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該許可をしないことができる。

一 その者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から二年を経ない場合

二 その者が刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章（あへん煙に関する罪）、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第一条（趣旨）に規定する消費税法等その他貨物の輸出入に關し罰則の定めのある法令で政令で定めるもの規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない場合

三 同 上

4 同 上

（船長又は機長の行為の代行）

第二十六条 第十五条（入港手続）、第十五条の二（特殊船舶等の入港手続）、第十七条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第十八条の二（特殊船舶等の入出港の簡易手続）、第二十条（不開港への出入）、第二十条の二（特殊船舶等の不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）又は前条の規

定により船長又は機長が行うべき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機の所有者等（所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長若しくは機長の代理人をいう。）も行うことができる。

（外国貨物の廃棄）

第三十四条 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならぬ。ただし、第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）（第三十六条、第四十一条の三、第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により滅却について承認を受けた場合は、この限りでない。

（指定の取消し後における外国貨物）

第四十一条 指定保税地域の指定が取り消された場合において、その取消しの際、当該指定保税地域に外国貨物（特定輸出貨物を除く。第四十七条第三項（許可の失効）（第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）及び第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）において同じ。）があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その指定が取り消された場所を指定保税地域とみなす。

（保税蔵置場の許可の特例）

第五十条 第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可を受けている者であらかじめ税関長の承認を受けた者（以下この節において「承認取得者」という。）は、位置又は設備が財務省令で定める基準に適合する場所において同項に規定する

定により船長又は機長が行うべき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機の所有者等（所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長若しくは機長の代理人をいう。）も行うことができる。

（外国貨物の廃棄）

第三十四条 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならぬ。ただし、第四十五条第一項ただし書（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除）（第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）、第四十一条の三（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条（保税工場）、第六十二条の七（保税展示場）及び第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の規定により滅却について承認を受けた場合は、この限りでない。

（指定の取消し後における外国貨物）

第四十一条 指定保税地域の指定が取り消された場合において、その取消しの際、当該指定保税地域に外国貨物（特定輸出貨物を除く。第四十七条第三項（許可の失効）（第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）及び第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）において同じ。）があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その指定が取り消された場所を指定保税地域とみなす。

第五十条から第五十五条まで 削除

行為（以下「外国貨物の蔵置等」という。）を行おうとする場合には、その場所を所轄する税関長に、その旨の届出をすることができるとある。

2| 前項の届出に係る場所については、当該届出が受理された時において、第四十一条第一項の許可を受けたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、その許可を受けたものとみなされる場所に係る当該許可の期間は、同条第二項の規定にかかわらず、前項の承認が効力を有する期間と同一の期間とする。

3| 第一項の承認を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を、その住所又は居所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

4| 第一項の承認は、八年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5| 第一項の届出の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（承認の要件）

第五十一条 税関長は、前条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ| 第五十四条第一項（承認の取消し等）の規定により前条第一項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であること。

ロ| 現に受けている第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可について、その許可の日（二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日）から三年を経過していない者であること。

ハ| 第四十三条第二号から第四号まで（許可の要件）に掲げる場合に該当している者であること。

二| 承認を受けようとする者が、外国貨物の蔵置等に関する業務を電子情報処理

組織を使用して行うことその他当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。

三 承認を受けようとする者が、外国貨物の蔵置等に関する業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

（規則等に関する改善措置）

第五十二条 税関長は、承認取得者がこの法律の規定に従つて外国貨物の蔵置等に関する業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則又は当該規則に定められた事項に係る業務の遂行に関し、その改善に必要な措置を講ずることを求めることができる。

（承認の失効）

第五十三条 第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失つ。

- 一 承認取得者に係る保税蔵置場の全部について、第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可が失効したとき。
- 二 承認取得者が死亡した場合で、第五十五条において準用する第四十八条の第二項（許可の承継）の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。
- 三 承認の期間が満了したとき。
- 四 税関長が承認を取り消したとき。

（承認の取消し等）

第五十四条 税関長は、承認取得者が次の各号のいずれかに該当するに至つたとき

は、第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を取り消すことができる。

一 第五十一条第一号八（承認の要件）に該当することとなつたとき又は同条第一号に適合しないこととなつたとき。

二 第五十二条（規則等に関する改善措置）の規定による税関長の求めに応じなかつたとき。

2 税関長は、前項の規定により承認の取消しをしようとするときは、当該処分に係る承認取得者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、積明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の規定による承認の取消しの手続その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（許可の承継についての規定の準用）

第五十五条 第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定は、承認取得者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）

第五十八条の二 石油精製の保税作業その他同一の製造工程において二種類以上の製品が製造される保税作業として政令で定めるものを行う保税工場の許可を受けた者は、当該保税作業によつて製造された外国貨物のうち外国に向けて積み戻される外国貨物その他保税作業により製造されるべき外国貨物として政令で定めるもの以外の外国貨物（以下この条において「製造済外国貨物」という。）につき、当該保税作業が終了したときは、第七条第一項（申告）及び第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定にかかわらず、当該作業の終了後遅滞なく、税関長に対して納税申告をし、同条の規定による輸入の許可を受けなければならない。この

（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）

第五十八条の二 石油精製の保税作業その他同一の製造工程において二種類以上の製品が製造される保税作業として政令で定めるものを行う保税工場の許可を受けた者は、当該保税作業によつて製造された外国貨物のうち外国に向けて積み戻される外国貨物その他保税作業により製造されるべき外国貨物として政令で定めるもの以外の外国貨物（以下この条において「製造済外国貨物」という。）につき、当該保税作業が終了したときは、第七条第一項（申告）及び第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定にかかわらず、当該作業の終了後遅滞なく、税関長に対して納税申告をし、同条の規定による輸入の許可を受けなければならない。この

場合において、その者が特例輸入者であるときは、製造済外国貨物（第七条の二第四項（申告の特例）に規定する貨物を除く。）について、特例申告を行うことを妨げない。

（保税蔵置場についての規定の準用）

第六十一条の四 第四十二條第二項及び第三項（保税蔵置場の許可）、第四十三條（許可の要件）、第四十三條の二第二項（外国貨物を置くことができる期間）並びに第四十三條の三から第四十八條の二まで（外国貨物を置くことの承認・外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継）の規定は、保税工場について準用する。この場合において、第四十三條の三第二項中「三月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）」とあるのは「三月」と、置こうとする場合「とあるのは」「保税作業のため置こうとする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月以内に保税作業に使用しようとする場合」と、「こととなる日前に」とあるのは「こととなる日前又は保税作業に使用する日前に」と、第四十八條第一項中「保税蔵置場に入れることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

（保税工場の許可の特例）

第六十一条の五 第五十六條第一項（保税工場の許可）の許可を受けている者であらかじめ税関長の承認を受けた者は、位置又は設備が財務省令で定める基準に適合する場所において保税作業を行おうとする場合には、その場所を所轄する税関長に、その旨の届出をすることができる。

2 前項の届出に係る場所については、当該届出が受理された時において、第五十六條第一項の許可を受けたものとみなして、この法律及び関税率法の規定を適

場合において、その者が特例輸入者であり、かつ、製造済外国貨物が指定貨物であるときは、特例申告を行うことを妨げない。

用する。この場合において、その許可を受けたものとみなされる場所に係る当該許可の期間は、前条において準用する第四十二条第二項（保税蔵置場の許可）の規定にかかわらず、前項の承認が効力を有する期間と同一の期間とする。

3| 第一項の承認を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を、その住所又は居所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

4| 第一項の承認は、八年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5| 第一項の届出の手續その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）

第六十二条 第五十一条から第五十五条まで（承認の要件・規則等に関する改善措置・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継）についての規定の準用（）の規定は、前条第一項の規定による承認について準用する。この場合において、第五十一条第一号口中「第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と、同条第二号及び第三号並びに第五十二条中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十三条第一号中「保税蔵置場」とあるのは「保税工場」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（保税蔵置場についての規定の準用）

第六十二条 第四十二条第二項及び第三項（保税蔵置場の許可の期間及び公告）、第四十三条（保税蔵置場の許可の要件）、第四十三条の二第二項（保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間の延長）並びに第四十三条の三から第四十八条の二まで（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認・外国貨物を置くことの承認等の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継）の規定は、保税工場について準用する。この場合において、第四十三条の三第一項中「三月」やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により税関長が指定する期間（）とあるのは「三月」と、「置く」とあるのは「保税作業のため置く」とする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月以内に保税作業に使用しようとする場合」と、「こと」となる日前に」とあるのは「こと」となる日前又は保税作業に使用する日前に」と、第四十八条第一項中「保税蔵置場に入れることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格(輸入貨物(特例申告貨物を除く。))については、課税標準となるべき数量及び価格)その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

(輸出申告又は輸入申告の時期)

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域等(保税地域又は第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限))の規定により税関長が指定した場所をいう。第一号において同じ。)に入れた後にするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該貨物を保税地域等に入れなくて申告をすることにつき、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

二 当該貨物につき、特例輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合

2 前項各号のいずれかに該当する場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五条第一項若しくは第七項(入港手続)の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第二項若しくは第八項若しくは第十八条第二項若しくは第四項(入出港の簡易手続)の規定による積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後にするものとする。

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 (省略)

2 前項の規定により前条第一項の規定を適用しない輸出申告(以下「特定輸出申告」という。)は、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格(輸入貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。))については、課税標準となるべき数量及び価格)その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

(輸出申告又は輸入申告の時期)

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域又は第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限))の規定により税関長が指定した場所に入れた後にするものとする。ただし、当該貨物をこれらの場所に入れないで申告をすることにつき、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けた場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五条第一項若しくは第七項(入港手続)の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第二項若しくは第八項若しくは第十八条第二項若しくは第四項(入出港の簡易手続)の規定による積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後にするものとする。

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 同上

2 前項の規定により前条第一項の規定を適用しない輸出申告(以下「特定輸出申告」という。)は、その申告に係る貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。

税関長に対してしなければならない。

3 6 (省 略)

(承認の要件)

第六十七条の四 税関長は、前条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (省 略)

二 承認を受けようとする者が、特定輸出申告を電子情報処理組織を使用して行うことその他特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務(当該貨物を輸出のために外国貿易船等に積み込むまでの間の当該貨物の管理に関する業務を含む。次号において同じ。)を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。

三 (省 略)

(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)

第六十八条 輸出申告又は輸入申告に際しては、仕入書を税関に提出しなければならない。ただし、税関においてこれを提出することができない事由があると認められる場合又は特例申告貨物の輸入申告若しくは特定輸出申告がされる場合(税関長が輸出又は輸入の許可の判断のためにその提出の必要があると認める場合を除く。その他これを提出する必要がある場合として政令で定める場合は、この限りでない。)

2 (省 略)

(輸出してはならない貨物)

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一 及び二 (省 略)

三 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を

3 6 同 上

(承認の要件)

第六十七条の四 税関長は、前条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 同 上

二 承認を受けようとする者が、特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務(当該貨物を輸出のために外国貿易船等に積み込むまでの間の当該貨物の管理に関する業務を含む。次号において同じ。)を適正に遂行することができる能力を有していること。

三 同 上

(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)

第六十八条 輸出申告又は輸入申告に際しては、仕入書を税関に提出しなければならない。ただし、税関においてこれを提出することができない事由があると認められる場合又は特例申告に係る指定貨物の輸入申告若しくは特定輸出申告がされる場合(税関長が輸出又は輸入の許可の判断のためにその提出の必要があると認める場合を除く。その他これを提出する必要がある場合として政令で定める場合は、この限りでない。)

2 同 上

(輸出してはならない貨物)

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一 及び二 同 上

三 特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権を侵害する物品

侵害する物品

四 (省 略)

2及び3 (省 略)

(輸出してはならない貨物に係る認定手続)

第六十九条の三 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第六十九条の十までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者)同項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項(差止請求権)の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の八までにおいて同じ。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2~5 (省 略)

6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に当該疑義貨物が輸出されないこととなつた場合には、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。この場合において、当該疑義貨物の輸出を取りやめようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

7 (省 略)

四 同上

2及び3 同上

(輸出してはならない貨物に係る認定手続)

第六十九条の三 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第六十九条の十までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者)同項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項(差止請求権)の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の八までにおいて同じ。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2~5 同上

6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に当該疑義貨物が輸出されないこととなつた場合には、当該疑義貨物に係る育成者権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。この場合において、当該疑義貨物の輸出を取りやめようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

7 同上

(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の四 特許権者等は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するた
めに必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出されよ
うとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができ
る。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項
第一号(定義)に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係る
ものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で
定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見
を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならぬ。

24 (省略)

(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の七 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否か
についての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、
実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。)又は輸出者(当
該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者をいう。以下この条において同じ。
(は、政令で定めるところにより、当該特許権者等が第六十九条の三第一項(輸
出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この
項及び第六十九条の十二第二項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りや
めることの求め等)において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関
の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の十一第一項及び第二
項において「十日経過日」という。))までの期間(その期間の満了する日前に当
該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長すること
を必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸出者に通知したときは、通知

(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の四 特許権者等は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権若し
くは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めると
ころにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出
し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出されようとする場合は当該貨物
について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において
、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号(定義)に規定
する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広
く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、
経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記
載された書面を税関長に提出しなければならぬ。

24 同上

(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の七 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否か
についての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、
実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。)又は輸出者(当
該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者をいう。以下この条において同じ。
(は、政令で定めるところにより、第六十九条の三第一項(輸出してはならない
貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条
の十二第二項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等
(において「通知日」という。))から起算して十日(行政機関の休日の日数は、
算入しない。))を経過する日(第六十九条の十一第一項及び第二項において「十日
経過日」という。))までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行
状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてそ
の旨を当該特許権者等及び当該輸出者に通知したときは、通知日から起算して二

日から起算して二十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過する日（第六十九条の十第一項において「二十日経過日」という。）までの期間（内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するかどうかに関し、技術的範囲等（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十条第一項（特許発明の技術的範囲）（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二十六条（特許法の準用））において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）第二十五条第一項（登録意匠の範囲）に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）において同じ。）について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2～10（省略）

（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

第六十九条の十二（省略）

2～5（省略）

6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。

一（省略）

二 第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）（第三十

六条、第四十一条の三、第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十

五において準用する場合を含む。）の規定により当該疑義貨物が滅却された場

合

十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過する日（第六十九条の十第一項において「二十日経過日」という。）までの期間（内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するかどうかに関し、技術的範囲等（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十条第一項（特許発明の技術的範囲）（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二十六条（特許法の準用））において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）第二十五条第一項（登録意匠の範囲）に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）において同じ。）について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2～10 同上

（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

第六十九条の十二 同上

2～5 同上

6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。

一 同上

二 第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）（第三十

六条（保税地域についての規定の準用等）、第四十一条の三、第六十二条（保

税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場

についての規定の準用）及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保

税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定によ

り当該疑義貨物が滅却された場合

三及び四 (省略)

7 (省略)

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の十七 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。)又は輸入者(当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ)は、政令で定めるところにより、当該特許権者等が第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の二十第二項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の二十第一項及び第二項において「十日経過日」という。)までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の二十第一項において「二十日経過日」という。)(までの期間)内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等(特許法第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法第二十六条(特許法の準用)において準用する場合を含む。))に規定する技術的範囲又は意匠法第二十五条第一項(登録意匠の範囲)に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の十九(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)において同じ。)について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2~10 (省略)

三及び四 同上

7 同上

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の十七 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。)又は輸入者(当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ)は、政令で定めるところにより、第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の二十第二項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の二十第一項及び第二項において「十日経過日」という。)までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の二十第一項において「二十日経過日」という。)(までの期間)内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等(特許法第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法第二十六条(特許法の準用)において準用する場合を含む。))に規定する技術的範囲又は意匠法第二十五条第一項(登録意匠の範囲)に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の十九(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)において同じ。)について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2~10 同上

(関税等の納付と輸入の許可)

第七十二条 関税を納付すべき外国貨物については、特例申告貨物が輸入される場合(第七条の八第一項(担保の提供)の規定による担保が提供されていない場合を除く。)又は第九条の二第一項若しくは第二項(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長される場合を除き、関税(過少申告加算税及び第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課される重加算税を除く。)が納付された後(第十条第二項(担保を提供した場合の充当又は徴収)の規定により担保として提供された金銭又は金銭以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充てる場合においては、その手続が完了した後とし、関稅定率法第七条第十項(相殺関税)又は第八条第九項第二号若しくは第十八項(不当廉売関税)の規定により担保の提供を命ぜられた場合においては、当該担保が提供され、かつ、同法別表の税率による関税が納付された後とする。)でなければ、輸入を許可しない。 外国貨物に係る内国消費税及び地方消費税(これらに係る過少申告加算税及び当該過少申告加算税に代えて課される重加算税を除く。)の納付についても、その納期限が延長される場合その他政令で定める場合を除き、また同様とする。

(輸入の許可前における貨物の引取り)

第七十三条 外国貨物(特例申告貨物を除く。)を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額(過少申告加算税及び第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課される重加算税に相当する額を除く。)に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

2及び3 (省 略)

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物(外国為

(関税等の納付と輸入の許可)

第七十二条 関税を納付すべき外国貨物については、特例申告に係る指定貨物が輸入される場合(第七条の八第一項(担保の提供)の規定による担保が提供されていない場合を除く。)又は第九条の二第一項若しくは第二項(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長される場合を除き、関税(過少申告加算税及び第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課される重加算税を除く。)が納付された後(第十条第二項(担保を提供した場合の充当又は徴収)の規定により担保として提供された金銭又は金銭以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充てる場合においては、その手続が完了した後とし、関稅定率法第七条第十項(相殺関税)又は第八条第九項第二号若しくは第十八項(不当廉売関税)の規定により担保の提供を命ぜられた場合においては、当該担保が提供され、かつ、同法別表の税率による関税が納付された後とする。)でなければ、輸入を許可しない。 外国貨物に係る内国消費税及び地方消費税(これらに係る過少申告加算税及び当該過少申告加算税に代えて課される重加算税を除く。)の納付についても、その納期限が延長される場合その他政令で定める場合を除き、また同様とする。

(輸入の許可前における貨物の引取り)

第七十三条 外国貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。)を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額(過少申告加算税及び第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課される重加算税に相当する額を除く。)に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

2及び3 同 上

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。

替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものを除く。第八十条の四第一項及び第二項並びに第一百一十一条第一項第一号において同じ。）を除く。）の積戻しには、第六十七条（輸出又は輸入の許可）、第六十七条の二（輸出申告又は輸入申告の時期）、第六十八条から第六十九条の十まで（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出してはならない貨物に係る認定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て手続等・輸出してはならない貨物に係る意見の聴くことの求め等・輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）及び第七十条（証明又は確認）の規定を準用する。この場合において、第六十九条の二第一項中「貨物」とあるのは「貨物（第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたものを除く。）」と、同項第三号及び第四号中「物品」とあるのは「物品（他の法令の規定により積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより積み戻すものを除く。）」とする。

（郵便物の輸出入の簡易手続）

第七十六条 郵便物については、第六十七条から第六十九条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の時期・輸出申告の特例・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出の許可の取消し・特定輸出貨物の亡失等の届出・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所）及び第七十条から第七十三条まで（証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り）の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げ

（の積戻しには、第六十七条（輸出又は輸入の許可）、第六十七条の二（輸出申告又は輸入申告の時期）、第六十八条から第六十九条の十まで（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出してはならない貨物に係る認定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て手続等・輸出してはならない貨物に係る意見の聴くことの求め等・輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）及び第七十条（証明又は確認）の規定を準用する。この場合において、第六十九条の二第一項中「貨物」とあるのは「貨物（第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたものを除く。）」と、同項第三号及び第四号中「物品」とあるのは「物品（他の法令の規定により積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより積み戻すものを除く。）」とする。

（郵便物の輸出入の簡易手続）

第七十六条 第六十七条から第六十九条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の時期・輸出申告の特例・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出の許可の取消し・特定輸出貨物の亡失等の届出・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所）、第七十条から第七十三条まで（証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り）及び前条の規定は、郵便物については適用しない。ただし、税

された貨物（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八條第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものを除く。第八十八條の四第一項及び第二項並びに第一百一十條第一項第一号において同じ。）を除く」とあるのは、「外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八條第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものに限り」と読み替えて、同條の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2~4 (省 略)

(郵便物の関税の納付等)

第七十七條 (省 略)

2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取るうとする者は、当該郵便物を受け取る前に、同項の書面に記載された税額に相当する関税を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を郵便事業株式会社に委託しなければならない。ただし、当該郵便物を受け取るうとする者が、当該郵便物につき第六十三條第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4 (省 略)

5 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る関税を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、第八條第四項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書とみなす。

6~8 (省 略)

関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2~4 同上

(郵便物の関税の納付等)

第七十七條 同上

2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書類を名あて人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取るうとする者は、当該郵便物を受け取る際、同項の書類に記載された税額に相当する関税を納付しなければならない。ただし、当該郵便物を受け取るうとする者が、当該郵便物につき第六十三條第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4 同上

5 第一項の郵便物の名あて人が当該郵便物を受け取った場合には、当該郵便物に係る同項の書類は、第八條第四項（賦課決定通知書）に規定する賦課決定通知書とみなす。

6~8 同上

(郵便物に係る関税の納付委託)

第七十七条の二 郵便物に係る関税を納付しようとする者は、前条第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に同条第四項の納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。

2 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、前項の規定により納付しようとする税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付したときは、当該交付した日に当該関税の納付があつたものとみなして、第十二条(延滞税)の規定を適用する。

(郵便事業株式会社による関税の納付等)

第七十七条の三 郵便事業株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けるときは、政令で定める日まで、当該委託を受けた関税の額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

2 郵便事業株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を税関長に報告しなければならない。

3 郵便事業株式会社が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を郵便事業株式会社から徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により郵便事業株式会社が納付すべき関税については、郵便事業株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条(滞納処分)の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る前条第一項の規定による

委託をした者から徴収することができない。

- 5| 税関長は、第二項の規定による報告があつた場合において必要があると認めるときは、郵便事業株式会社に対し、当該報告に係る郵便物に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

(帳簿の備付け)

- 第七十七条の四 郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)の規定により委託を受けた関税の納付に関する事務に係る事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければならぬ。

(違法行為等の是正)

- 第七十七条の五 税関長は、郵便事業株式会社が第七十七条の三第二項(郵便事業株式会社による関税の納付等)若しくは前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、郵便事業株式会社に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2| 郵便事業株式会社は、前項の規定による税関長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を税関長に報告しなければならない。

(貨物の収容)

- 第七十九条 税関長は、保税地域の利用についてその障害を除き、又は関税の徴収を確保するため、次に掲げる貨物を収容することができる。この場合においては、国は、故意又は過失により損害を与えた場合を除くほか、その危険を負担しない。

一 (省略)

- 二 保税蔵置場にある外国貨物で、第四十三条の二(外国貨物を置くことができ

(貨物の収容)

- 第七十九条 税関長は、保税地域の利用についてその障害を除き、又は関税の徴収を確保するため、次に掲げる貨物を収容することができる。この場合においては、国は、故意又は過失により損害を与えた場合を除くほか、その危険を負担しない。

一 同上

- 二 保税蔵置場にある外国貨物で、第四十三条の二(保税蔵置場に外国貨物を置

る期間)に規定する期間を経過したもの

三 保税工場にある外国貨物で、第五十七条(外国貨物を置くことができる期間)に規定する期間を経過したもの

三の二 総合保税地域にある外国貨物で、第六十二条の九(外国貨物を置くことができる期間)に規定する期間を経過したもの

三の三 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域にある外国貨物で、第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(第六十一条の四において準用する場合を含む。)(又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定による承認を受けることなく、これらの規定に規定する期間を経過したもの

四 第四十一条(指定の取消し後における外国貨物)又は第四十七条第三項(許可の失効)(第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)(の規定により指定保税地域又は保税蔵置場、保税工場、保税展示場若しくは総合保税地域とみなされた場所にある外国貨物で、これらの規定により税関長が指定する期間を経過したもの

五 第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により許可を受け、指定された場所にある外国貨物で、同号の規定により指定された期間を経過したもの

六及び七 (省略)

2及び3 (省略)

(帳簿の備付け等)

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物(特例申告貨物を除く。第三項において「一般輸入貨物」という。)を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類

くことができる期間)に規定する期間を経過したもの

三 保税工場にある外国貨物で、第五十七条(保税工場に外国貨物を置くことができる期間)に規定する期間を経過したもの

三の二 総合保税地域にある外国貨物で、第六十二条の九(総合保税地域に外国貨物を置くことができる期間)に規定する期間を経過したもの

三の三 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域にある外国貨物で、第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(第六十二条(保税工場)において準用する場合を含む。)(又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の規定による承認を受けることなく、これらの規定に規定する期間を経過したもの

四 第四十一条(指定保税地域の指定の取消し後における外国貨物)又は第四十七条第三項(保税蔵置場の許可の失効後における外国貨物)(第六十二条(保税工場)、第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)(の規定により指定保税地域又は保税蔵置場、保税工場、保税展示場若しくは総合保税地域とみなされた場所にある外国貨物で、これらの規定により税関長が指定する期間を経過したもの

五 第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により許可を受け、指定された場所にある外国貨物で、同号の規定により指定された期間を経過したもの

六及び七 同上

2及び3 同上

(帳簿の備付け等)

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。第三項において「一般輸入貨物」という。)を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受

その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2及び3（省 略）

（手数料の軽減又は免除）

第一百条（省 略）

2 税関長は、第四十二条第一項、第五十六条第一項、第六十二条の二第一項又は第六十二条の八第一項の許可を受けた者が第四十六条（休業又は廃業の届出）（第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により業務の休止を届け出たときは、政令で定めるところにより、前条の規定により納付すべき手数料を免除することができる。

3～5（省 略）

（税関職員の権限）

第一百五条 税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。

）又は関税定率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

一及び二（省 略）

三 第四十三条の四（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）（第六十一条の

四）及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）（第六十一条第三項

（保税工場外における保税作業）（第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）（第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる外

国貨物に係る手続）、第六十三条第二項（保税運送）、第六十七条（輸出又は

領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2及び3 同 上

（手数料の軽減又は免除）

第一百条 同 上

2 税関長は、第四十二条第一項（保税蔵置場）、第五十六条第一項（保税工場）、第六十二条の二第一項（保税展示場）又は第六十二条の八第一項（総合保税地域）の許可を受けた者が第四十六条（保税蔵置場の休業又は廃業の届出）（第六十二条（保税工場）、第六十二条の七（保税展示場）及び第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の規定により業務の休止を届け出たときは、政令で定めるところにより、前条の規定により納付すべき手数料を免除することができる。

3～5 同 上

（税関職員の権限）

第一百五条 税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。

）又は関税定率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

一及び二 同 上

三 第四十三条の四（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）（第六十二条（保税工場）及び第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）（第六十一条第三項（保税作業のため保税工場から出す外国貨物の検査

）（第六十二条の七（保税展示場）及び第六十二条の十五（総合保税地域）に

おいて準用する場合を含む。）（第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる

輸入の許可（第七十五条において準用する場合を含む。）（第六十七条の十一第三項（輸出の許可の取消し）又は第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供させること

四）六（省略）

2及び3（省略）

第百八条の四 第六十九条の二第一項第一号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、七年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の二第一項第二号から第四号までに掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（同項第三号及び第四号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の十一第二項の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

外国貨物に係る検査（第六十三条第二項（保税運送）、第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）（第六十七条の十一第三項（輸出の許可の取消し）又は第七十六条第一項ただし書（郵便物の検査）に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供させること

四）六 同上

2及び3 同上

第百八条の四 第六十九条の二第一項第一号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の二第一項第二号から第四号までに掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（同項第三号及び第四号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の十一第二項の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

第百九条 第六十九条の十一第一項第一号から第六号まで（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物を輸入した者は、七年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の十一第一項第七号から第十号までに掲げる貨物を輸入した者は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九条の二 第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）を第三十条第二項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の二（保税運送ができない貨物）の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

3 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条において準用する場合を含む。）次号及び次項において同じ。）の許可を受けるべき貨物について当該許可

第百九条 第六十九条の十一第一項第一号から第六号まで（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の十一第一項第七号から第十号までに掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

第百九条の二 第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）を第三十条第二項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の二（保税運送ができない貨物）の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

第百十一条 許可を受けしないで貨物を輸出（本邦から外国に向けて行う外国貨物）仮に陸揚された貨物を除く。）の積戻しを含む。）し、又は輸入した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

を受けないで当該貨物を輸出（本邦から外国に向けて行う外国貨物）仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻しを含む。次号及び次項において同じ。）し、又は輸入した者

二 第六十七条の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者

2 第六十七条の申告又は検査に際し通関業者の偽つた申告若しくは証明又は偽つた書類の提出により貨物を輸出し、又は輸入することとなつた場合における当該行為をした通関業者についても、また前項の例による。

3 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 一十四 (省略)

2 第二十六条（船長又は機長の行為の代行）の規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が行つべき行為を当該外国貿易船等の所有者等（同条に規定する所有

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

第百十三条の三 第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出した者（通関業務の委託を受けた通関業者を含む。）は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十三条の四 第六十九条の二十一第一項（専門委員）の規定に違反して秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 一十四 同上

2 第二十六条（船長又は機長の行為の代行）の規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が行つべき行為を当該外国貿易船等の所有者等（同条に規定する所有

者等をいう。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇十 (省 略)

第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第二項(積荷に関する事項の報告)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

一〇二 (省 略)

二〇九 (省 略)

九の二 第七十七条の五第二項(違法行為等の是正)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

十及び十一 (省 略)

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の三第一項(特殊船舶等の入港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

二 第十五条の三第二項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

三 第十五条の三第三項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した船長又は機長

四〇九 (省 略)

2 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、特殊船舶等の船長又は機長が行つべき行為を当該特殊船舶等の所有者等(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

者等をいう。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇十 同 上

第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 同 上

二〇九 同 上

十及び十一 同 上

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第一項(特殊船舶等の入港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

二 第十五条の二第二項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

三 第十五条の二第三項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した船長又は機長

四〇九 同 上

2 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、特殊船舶等の船長又は機長が行つべき行為を当該特殊船舶等の所有者等(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の三第一項の規定による報告について偽つた報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）

二 第十五条の三第二項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

三 第十五条の三第三項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者

四 九（省 略）

第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 及び二（省 略）

三 第三十二条（見本の一時持出）（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を見本として一時持ち出した者

四 第三十四条の二又は第六十一条の三（記帳義務）（第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

五（省 略）

六 外国貨物又は輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項（貨物の取扱い）（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により指定保税地域内又は保税蔵置場において認められる行為以外の行為をした者

七 第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地域から出した者

八 第六十一条の四において準用する第四十三条の三第一項（外国貨物を置くこと等の承認）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定に違反して承認を受けないで外国貨物を保税作業に使用し、又は第六十二条の八第一

一 第十五条の二第一項の規定による報告について偽つた報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）

二 第十五条の二第二項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

三 第十五条の二第三項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者

四 九 同 上

第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 同 上

三 第三十二条（見本の一時持出）（第三十六条第一項（保税地域についての規定の準用等）において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を見本として一時持ち出した者

四 第三十四条の二又は第六十一条の三（記帳義務）（第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

五 同 上

六 外国貨物又は輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項（貨物の取扱い）（第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により指定保税地域内又は保税蔵置場において認められる行為以外の行為をした者

七 第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（第六十二条の十五（保税蔵置場 保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地域から出した者

八 第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する第四十三条の三第一項（外国貨物を置くこと等の承認）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定に違反して承認を受けないで外国貨物を保税作業に

項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をした者

九十三（省略）

第百十五条の三 第六十九条の二十一第一項（専門委員）の規定に違反して秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十六条 重大な過失により第百十一条第一項第二号（許可を受けずに輸出入する等の罪）、第百十三条（許可を受けずに不開港に出入する罪）、第百十四条、第百十四条の二（第十号を除く。）、第百十五条（報告を怠った等の罪）又は第百十五条の二（第一号、第四号及び第十三号を除く。）（帳簿の記載を怠った等の罪）の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

第百十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、第百八条の四から第百十二条まで（輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪・関税を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する等の罪・密輸貨物の運搬等をする罪）、第百十二条の二（用途外に使用する等の罪）、第百十三条の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第百十四条の二（報告を怠った等の罪）、第百十五条の二（帳簿の記載を怠った等の罪）又は前条に該当する違反行為（同条中第百十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）、第百十四条及び第百十五条（報告を怠った等の罪）に係るものを除く。）をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

24（省略）

使用し、又は第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をした者

九十三 同上

第百十六条 重大な過失により第百十三条（許可を受けずに不開港に出入する罪）、第百十三条の三（偽った申告をする等の罪）、第百十四条、第百十四条の二（第十号を除く。）、第百十五条（報告を怠った等の罪）又は前条（第一号、第四号及び第十三号を除く。）の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

第百十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、第百八条の四から第百十二条まで（輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪・関税を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する罪・密輸貨物の運搬等をする罪）、第百十二条の二（用途外に使用する等の罪）、第百十三条の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第百十三条の三（偽った申告をする等の罪）、第百十四条の二（報告を怠った等の罪）、第百十五条の二（帳簿の記載を怠った等の罪）又は前条に該当する違反行為（同条中第百十三条（許可を受けずに不開港に出入する罪）、第百十四条及び第百十五条（報告を怠った等の罪）に係るものを除く。）をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

24 同上

第一百八条 第一百八条の四から第一百十一条まで（輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪・関税を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する等の罪）の犯罪に係る貨物（第一百十条又は第一百十一条の犯罪に係る貨物にあつては、輸入制限貨物等に限る。）（その犯罪行為の用に供した船舶若しくは航空機又は第一百十二条（密輸貨物の運搬等をする罪）の犯罪に係る貨物（第一百八条の四又は第一百九条の犯罪に係る貨物及び輸入制限貨物等に限る。）（以下この条において「犯罪貨物等」と総称する。）は、没収する。ただし、犯罪貨物等が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一及び二（省略）

277（省略）

（申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発）
第三十六條の二 税関職員は、申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件（第一百十条第一項（関税を免れる等の罪）の罪（同項第一号に規定する関税を免れた者に係るものに限るものとし、その罪の実行に着手してこれを遂げない者で同条第三項の規定により同条第一項の例によることとされた者に係るものを含む。）に係る事件に限るものとし、同号に規定する偽りその他不正の行為（同号に規定する関税を免れた者に係るものに限る。）が第一百十一条第一項第二号（許可を受けないで輸出入する等の罪）の罪に当たるものである場合における同号の罪に係る事件を含む。次条において「申告納税方式適用関税に関する犯則事件」という。）の調査により犯則があると思料するときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

第一百八条 第一百八条の四から第一百十一条まで（輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪・関税を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する罪）の犯罪に係る貨物（第一百十条又は第一百十一条の犯罪に係る貨物にあつては、輸入制限貨物等に限る。）（その犯罪行為の用に供した船舶若しくは航空機又は第一百十二条（密輸貨物の運搬等をする罪）の犯罪に係る貨物（第一百八条の四又は第一百九条の犯罪に係る貨物及び輸入制限貨物等に限る。）（以下この条において「犯罪貨物等」と総称する。）は、没収する。ただし、犯罪貨物等が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一及び二 同上

277 同上

（申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発）
第三十六條の二 税関職員は、申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件（第一百十条第一項（関税を免れる等の罪）の罪（同項第一号に規定する関税を免れた者に係るものに限るものとし、その罪の実行に着手してこれを遂げない者で同条第三項の規定により同条第一項の例によることとされた者に係るものを含む。）に係る事件に限るものとし、同号に規定する偽りその他不正の行為（同号に規定する関税を免れた者に係るものに限る。）が第一百十三条の三（偽つた申告をする等の罪）の罪に当たるものである場合における同条の罪に係る事件を含む。次条において「申告納税方式適用関税に関する犯則事件」という。）の調査により犯則があると思料するときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

改正案

現行

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第三条関係）

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第三条関係）

目次

第一章～第五章（省 略）

第六章 通関

第一節～第七節（省 略）

第八節 郵便物等に関する特則（第七十六条 第七十八条の三）

第七章～第十一章（省 略）

附則

（課税物件の確定の時期）

第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時における現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める時における現況による。

一～四（省 略）

五 第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み）の規定により積込みの承認を受けて保税地域から引き取られた船用品若しくは機用品で、その指定された積込みの期間内に船舶若しくは航空機に積み込まれないもの若しくは第六十三条第一項（保税運送）若しくは第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物で、その指定された運送の期間内に運送先に到着しないもの又は第六十三条の二第一項（郵便物の保税運送）の規定により届け出て運送された郵便物で、第六十五条の二第一項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しないもの（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に掲げるものを除く。

目次

第一章～第五章 同 上

第六章 通関

第一節～第七節 同 上

第八節 郵便物等に関する特則（第七十六条 第七十八条の二）

第七章～第十一章 同 上

附則

（課税物件の確定の時期）

第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時における現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める時における現況による。

一～四 同 上

五 第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み）の規定により積込みの承認を受けて保税地域から引き取られた船用品若しくは機用品で、その指定された積込みの期間内に船舶若しくは航空機に積み込まれないもの又は第六十三条第一項（保税運送）若しくは第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物で、その指定された運送の期間内に運送先に到着しないもの（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に掲げるものを除く。） 積込み又は運送が承認された時（第二十三条第一項後段の規定により一括して積込みの承認を受けた場合にあつては当該承認に係る外国貨物が保税地域から引き取られた時とし、第六十三条第一項後段の規定に

() 積込み若しくは運送が承認された時(第二十三条第一項後段の規定により一括して積込みの承認を受けた場合にあつては当該承認に係る外国貨物が保税地域から引き取られた時とし、第六十三条第一項後段の規定により一括して運送の承認を受けた場合にあつては当該承認に係る外国貨物が発送された時)又は第六十三条の二第一項の規定による運送に係る郵便物が発送された時

五の二 (省 略)

六 第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による提示がされた郵便物(その課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。))並びに第一号、第五号及び次号に掲げるものを除く。) 当該提示がされた時

七 (省 略)

八 輸入の許可を受けないで輸入された貨物又は第七十六条第三項の規定による提示がされないで輸入された郵便物(輸入申告があつたもの及び前号に掲げるものを除く。) 輸入の時

2 (省 略)

(税額の確定の方式)

第六条の二 関税額の確定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる方式が適用されるものとする。

一 (省 略)

二 次に掲げる関税 納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式(以下「賦課課税方式」という。)

イ (省 略)

ロ 郵便物(その課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。))及び第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡易手続)の政令で定める場合に係るものを除く。) に対する関税

より一括して運送の承認を受けた場合にあつては当該承認に係る外国貨物が発送された時)

五の二 同 上

六 第七十六条第三項(郵便物を受け取つた旨の通知)の規定による通知がされた郵便物(次号に掲げるものを除く。) 当該通知がされた時

七 同 上

八 輸入の許可を受けないで輸入された貨物又は第七十六条第三項の規定による通知がされないで輸入された郵便物(輸入申告があつたもの及び前号に掲げるものを除く。) 輸入の時

2 同 上

(税額の確定の方式)

第六条の二 関税額の確定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる方式が適用されるものとする。

一 同 上

二 次に掲げる関税 納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式(以下「賦課課税方式」という。)

イ 同 上

ロ 郵便物に対する関税

八 関稅定率法第七條第三項（相殺關稅）若しくは第八條第二項（不當廉売關稅）の規定により課する關稅又は同條第十六項の規定により変更され、若しくは繼續される同條第一項の規定により課する關稅（同條第十五項に規定する調査期間内に輸入されたものに課するものに限る。第十二條及び第十四條において同じ。）

二へ（省 略）

2 （省 略）

（納付の手續）

第九條の四 關稅（賦課課稅方式が適用される郵便物に係る關稅を除く。以下この條において同じ。）を納付しようとする者は、その稅額に相當する金錢に納付書（納稅告知書の送達を受けた場合には、納稅告知書）を添えて、これを日本銀行（國稅の收納を行う代理店を含む。）又はその關稅の收納を行う稅關職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に關する法律（大正五年法律第十號）の定めるところにより証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ稅關長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付することを妨げない。

（外國貨物を置く場所の制限）

第三十條 外國貨物は、保稅地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一及び二（省 略）

三 特定郵便物（第七十六條第五項（郵便物の輸出入の簡易手續）の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）及び信書のみを内容とする郵便物をいう。第六十三條の二第一項において同じ。）、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一號）の規定により押収された物件その他政令で定める貨物

八 関稅定率法第七條第三項（相殺關稅の遡及課稅）若しくは第八條第二項（不當廉売關稅の遡及課稅）の規定により課する關稅又は同條第十六項（新規供給者の不當廉売關稅）の規定により変更され、若しくは繼續される同條第一項（不當廉売關稅）の規定により課する關稅（同條第十五項（新規供給者に係る不當廉売關稅の課稅停止）に規定する調査期間内に輸入されたものに課するものに限る。第十二條及び第十四條において同じ。）

二へ 同上

2 同上

（納付の手續）

第九條の四 關稅（郵便物に係る關稅を除く。以下この條において同じ。）を納付しようとする者は、その稅額に相當する金錢に納付書（納稅告知書の送達を受けた場合には、納稅告知書）を添えて、これを日本銀行（國稅の收納を行う代理店を含む。）又はその關稅の收納を行う稅關職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に關する法律（大正五年法律第十號）の定めるところにより証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ稅關長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付することを妨げない。

（外國貨物を置く場所の制限）

第三十條 外國貨物は、保稅地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一及び二 同上

三 郵便物、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一號）の規定により押収された物件その他政令で定める貨物

四 信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項（定義）に規定する信書便物をいう。第七十四条（輸入を許可された貨物とみなすもの）、第七十八条の三（信書等に係る郵便物についての規定の準用）並びに第二百二十二条第一項及び第二項（郵便物等の差押え）において同じ。）のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの

四 信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項（定義）に規定する信書便物をいう。第七十四条（輸入を許可された貨物とみなすもの）、第七十八条の二（信書等に係る郵便物についての規定の準用）並びに第二百二十二条第一項及び第二項（郵便物等の差押え）において同じ。）のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの

2 (省略)

2 同上

(保税運送)

(保税運送)

第六十三条 外国貨物（郵便物、特定輸出貨物及び政令で定めるその他の貨物を除く。次条第一項及び第六十五条の三を除き、以下この章において同じ。）は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所相互間（次条第一項において「特定区間」という。）に限り、外国貨物のまま運送することができる。この場合において、税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。

2~6 (省略)

2~6 同上

(郵便物の保税運送)

第六十三条の二 郵便物（特定郵便物を除く。）は、税関長に届け出て、特定区間に限り、外国貨物のまま運送することができる。

2 前項の運送に際しては、運送目録を税関に提示し、その承認を受けなければならない。

3 第一項の規定による届出に係る郵便物が運送先に到着したときは、その届出をした者は、前項の確認を受けた運送目録を、遅滞なく到着地の税関に提示し、そ

の確認を受けなければならない。

- 4| 第一項の規定による届出をした者は、前項の確認を受けた運送目録をその届出をした税関長に提出しなければならない。

- 5| 第一項の届出の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(難破貨物等の運送)

- 第六十四条 次に掲げる外国貨物は、第六十三条第一項前段(保税運送)の規定にかかわらず、そのある場所から開港、税関空港、保税地域又は税関官署に外国貨物のまま運送することができる。この場合においては、その運送をしようとする者は、税関長(税関が設置されていない場所においては税関職員)の承認を受けなければならない。ただし、税関が設置されていない場所から運送することに ついて緊急な必要がある場合において、税関職員がいないときは、警察官にあら じめその旨を届け出なければならない。

一〜三 (省 略)

- 2 第六十三条第四項の規定は、前項の承認について準用する。

- 3 (省 略)

(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)

- 第六十五条の二 第六十三条の二第一項(郵便物の保税運送)の規定により届け出 て運送された郵便物(輸出されるものを除く。)が発送の日の翌日から起算して 七日以内に運送先に到着しないときは、同項の規定による届出をした者から、直 ちにその関税を徴収する。ただし、当該郵便物が災害その他やむを得ない事情に より亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この 限りでない。

- 2| 第四十五条第二項(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定は、前項ただ し書の承認について準用する。

(難破貨物等の運送)

- 第六十四条 左の各号に掲げる外国貨物は、前条第一項前段の規定にかかわらず、そのある場所から開港、税関空港、保税地域又は税関官署に外国貨物のまま運送 することができる。この場合においては、その運送をしようとする者は、税関長 (税関が設置されていない場所においては税関職員)の承認を受けなければなら ない。但し、税関が設置されていない場所から運送することについて緊急な必 要がある場合において、税関職員がいないときは、警察官にあらかじめその旨を 届け出なければならない。

一〜三 同 上

- 2 前条第四項の規定は、前項の承認について準用する。

- 3 同 上

3) 第六十三条の二第一項の規定により届け出て運送された郵便物が運送先に到着する前に亡失した場合には、同項の規定による届出をした者は、直ちにその旨を当該届出をした税関長に届け出なければならない。

(保税運送ができない貨物)

第六十五条の三 第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第六十三条第一項（保税運送）、第六十三条の二第一項（郵便物の保税運送）又は第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定にかかわらず、第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）は、外国貨物のまま運送（積卸しを含む。第九十九条の二第一項（輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪）において同じ。）をすることができない。

(輸出を許可された貨物とみなすもの)

第七十三条の二 第七十六条第五項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により通知された郵便物（輸出されるものに限る。）は、この法律の適用については、輸出を許可された貨物とみなす。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 郵便物（その価格（輸入されるものについては、課税標準となるべき価格）が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第九十四条及び第九十四条の二第九号において同じ。）については、第六十七条から第六十九条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の時期・輸出申告の特例・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出の許可の取消し・特定輸出貨物の亡失等の届

(保税運送ができない貨物)

第六十五条の二 第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第六十三条第一項（保税運送）又は第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定にかかわらず、第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）は、外国貨物のまま運送（積卸しを含む。第九十九条の二第一項（輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪）において同じ。）をすることができない。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 郵便物については、第六十七条から第六十九条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の時期・輸出申告の特例・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出の許可の取消し・特定輸出貨物の亡失等の届出・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所）及び第七十条から第七十三条まで（証明又は確認・原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り）の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げ

出・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所）及び第七十条から第七十三条まで（証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り）の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものを除く。第百八条の四第一項及び第二項並びに第百十一条第一項第一号において同じ。）を除く」とあるのは、「外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものに限り」と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2 (省略)

3 郵便事業株式会社は、輸出され、又は輸入される郵便物（信書のみを内容とするものを除く。）を受け取つたときは、当該郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき第六十七条の申告を行う旨の申し出があつた場合その他の政令で定める場合を除き、当該郵便物を税関長に提示しなければならない。

4 (省略)

5 税関長は、第一項ただし書の検査が終了したとき又は当該検査の必要がないと認めるときは、郵便事業株式会社にその旨を通知しなければならない。

(交付前郵便物に係る関税の徴収)

第七十六条の二 前条第五項の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）であつて名あて人に交付される前のもの（以下この条において「交付前郵便物」という。）が亡失し、又は滅却されたときは、郵便事業株式会社から、直ちにその関税を徴収する。ただし、交付前郵便物が災害その他やむを得ない事情

された貨物（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものを除く。第百八条の四第一項及び第二項並びに第百十一条第一号において同じ。）を除く」とあるのは、「外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものに限り」と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2 同上

3 郵便事業株式会社は、第一項ただし書に規定する物を内容とする郵便物を受け取つたときは、その旨を税関に通知しなければならない。

4 同上

により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2| 第四十五条第二項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定は、前項ただし書の承認について準用する。

3| 交付前郵便物が亡失した場合には、郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。

（郵便物の関税の納付等）

第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵便物（賦課課税方式が適用されるものに限る。以下この条から第七十七条の三まで及び第七十八条において同じ。）

があるときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2~8 (省略)

（郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し）

第七十八条の二 郵便事業株式会社は、輸出の許可を受けた郵便物であつて輸出されていらないものについて、差出人から当該郵便物を取り戻す旨の請求があつた場合その他の政令で定める場合には、直ちにその旨を税関長に通知するとともに、当該郵便物を当該輸出の許可を受けた際（第七十三条の二）輸出を許可された貨物とみなすもの）の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合にあつては、第七十六条第五項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により通知された際（）に入れられていた保税地域に入れなければならない。

2| 税関長は、前項の規定による通知を受けた場合において、同項の郵便物が同項の保税地域に入れられたときは、当該郵便物の輸出の許可を取り消さなければならない。

3| 税関長は、前項の規定により輸出の許可を取り消したときは、第一項の差出人

（郵便物の関税の納付等）

第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵便物があるときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2~8 同上

に対し、その旨を通知しなければならない。

4 前三項の規定は、輸入の許可を受けた郵便物であつて当該郵便物の名あて人に交付されていないものについて準用する。この場合において、第一項中「当該輸出の許可を受けた際（第七十三条の二）輸出を許可された貨物とみなすもの」の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合にあつては、第七十六条第五項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により通知された際」とあるのは、「当該輸入の許可を受けた際」と、前項中「第一項の差出人」とあるのは、「当該郵便物の名あて人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（信書等に係る郵便物についての規定の準用）

第七十八条の三（省 略）

第一百九条の二 第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）を第三十条第二項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の三（保税運送ができない貨物）の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2及び3（省 略）

第一百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～四（省 略）

五 第六十三条第一項若しくは第三項（保税運送）又は第六十三条の二第一項若しくは第二項（郵便物の保税運送）の規定に違反して外国貨物を運送した者

六 第六十三条第五項本文又は第六十三条の二第三項の規定による確認を受けな

（信書等に係る郵便物についての規定の準用）

第七十八条の二 同 上

第一百九条の二 第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）を第三十条第二項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の二（保税運送ができない貨物）の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2及び3 同 上

第一百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～四 同 上

五 第六十三条第一項又は第三項（保税運送）の規定に違反して外国貨物を運送した者

六 第六十三条第五項本文の規定による確認を受けなかつた者

七十一 (省略) かつた者

七十一 同上

改正案	現行
<p>関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第四条関係）</p> <p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成十九年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による</p>	<p>関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第四条関係）</p> <p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成十九年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成十九年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成十八年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による</p>

便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一及び二（省略）

三 関税率法別表第一 一・一 号及び第一 一・九 号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一 三・ 号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一 八・九 号の二の(一)に掲げるライ小麦、同表第一 一・ 号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一 二・九 号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一 三・一 号、第一 三・一九号の一及び二、第一 三・二 号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一 四・一九号の一及び三並びに第一 四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一 八・一 号に掲げる小麦でん粉、同表第一 九・一 二 号の一の(一)のB、C及びDの 並びに第一 九・一 九 号の一の(一)のB、C及びDのに掲げる穀粉等の調製食品、同表第一 四・一 号の二の(一)及び(二)、第一 九・四・二 号の二の(一)及び(二)、第一 九・四・三 号並びに第一 九・四・九 号の二及び三に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第一 六・九 号の二の(一)のBに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

三の二及び四（省略）

五 関税率法第九条第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の世

便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一及び二 同上

三 関税率法別表第一 一・一 号及び第一 一・九 号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一 三・ 号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一 八・九 号の二の(一)に掲げるライ小麦、同表第一 一・ 号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一 二・九 号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一 三・一 号、第一 三・一九号の一及び二、第一 三・二 号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一 四・一九号の一及び三並びに第一 四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一 八・一 号に掲げる小麦でん粉、同表第一 九・一 二 号の一の(一)のB、C及びDの 並びに第一 九・一 九 号の一の(一)のB、C及びDのに掲げる穀粉等の調製食品、同表第一 四・一 号の二の(一)及び(二)、第一 九・四・二 号の二の(一)及び(二)、第一 九・四・三 号並びに第一 九・四・九 号の二及び三に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第一 六・九 号の二の(一)のBに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの及び同法第四十五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

三の二及び四 同上

五 関税率法第九条第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の世

界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(第七条の六第四項第二号において「一般協定」という。)(第十九条一(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定(以下「セーフガード協定」という。))による措置がとられている物品

六 (省 略)

3~7 (省 略)

(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成十九年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)(が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。))を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一~四 (省 略)

2及び3 (省 略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成十九年度までの各年度において、関税率法別表第二の一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第二・二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))に

界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」という。)(第十九条一(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定(以下「セーフガード協定」という。))による措置がとられている物品

六 同 上

3~7 同 上

(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成十八年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)(が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。))を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一~四 同 上

2及び3 同 上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成十八年度までの各年度において、関税率法別表第二の一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第二・二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))に

いて、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成十九年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成十九年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2 (省 略)

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除

いて、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（第八条の七第一項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成十八年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成十八年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2 同 上

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（第八条の七第一項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除

く。()を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成十九年度までの各年度において、関税定率法別表第一 一三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)並びに同法別表第二 二三・一一号の二、第二 二三・一二号の二、第二 二三・一九号の二、第二 二三・二二号の二、第二 二三・二二号の二及び第二 二三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二 二六・三 号の二の(二)及び第二 二六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第二 二一・一一号、第二 二一・一二号、第二 二一・一九号及び第二 二一・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一 二・四一号の一、第一 二・四二号の一及び第一 二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一の三第一 一三・九二号の中、「同表第一項第一号」とあるのは、「同表第一項第二号」と、同表第二 二三・一一号の二の中、「同表第二項第一号」とあるのは、「同表第二項第二号」と、同表第二 二二・三・一二号の二の中、「同表第三項第一号」とあるのは、「同表第三項第二号」と、同表第二 二二・一 一 一 号の中、「同表第四項第一号」とあるのは、「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 (省 略)

2 平成七年度から平成十九年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条にお

く。()を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成十八年度までの各年度において、関税定率法別表第一 一三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)並びに同法別表第二 二三・一一号の二、第二 二三・一二号の二、第二 二三・一九号の二、第二 二三・二二号の二、第二 二三・二二号の二及び第二 二三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二 二六・三 号の二の(二)及び第二 二六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第二 二一・一一号、第二 二一・一二号、第二 二一・一九号及び第二 二一・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一 二・四一号の一、第一 二・四二号の一及び第一 二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一の三第一 一三・九二号の中、「同表第一項第一号」とあるのは、「同表第一項第二号」と、同表第二 二三・一一号の二の中、「同表第二項第一号」とあるのは、「同表第二項第二号」と、同表第二 二二・三・一二号の二の中、「同表第三項第一号」とあるのは、「同表第三項第二号」と、同表第二 二二・一 一 一 号の中、「同表第四項第一号」とあるのは、「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 同 上

2 平成七年度から平成十八年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条にお

いて「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3-6 (省略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成十九年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(経済連携協定に基づく関税の緊急措置)

第七条の八 経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条 8 に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）による特定の種類の貨物（当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限

いて「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3-6 同上

7 財務大臣は、平成七年度から平成十八年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の八 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下この条において「シンガポール協定」という。）に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）による特定の種類の貨物（シンガポール協定第十四条 1 の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。）の輸入の増加の事実（第八項において「シンガポール特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第八項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に

る。()の輸入の増加の事実(第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、関税率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いもの(以下「実行税率」という。)()の範囲内において関税率を引き上げること。

2 | 前項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条1の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(一年以内に限る。)()を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてシンガポール協定附属書 に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 関税率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いもの(以下「実行税率」という。)()

ロ シンガポール協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 | 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条3 の規定に基づき、当該措置につき一年を超え三年以内の期間を指定することができる。この場合においては、当該措置は、当該指定しよつとする期間内において段階的に緩和されたものでなければならぬ。

3 | 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条3 の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該措置の開始の日から三年以内に限り、当該措置を延長することができる。

3| 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

4| 経済連携協定の我が国以外の締約国において当該経済連携協定の規定に基づき関税の緊急措置（次項において「我が国以外の締約国の緊急措置」という。）がとられた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

5| 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又は我が国以外の締約国の緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

6| 政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7| 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定

4| 政府は、前項の規定により第一項の措置の開始の日から一年を超えて当該措置を延長する場合には、シンガポール協定第十八条3 の規定に基づき、当該措置を段階的に緩和するものとする。

5| 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、シンガポール協定第十八条3 に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

6| シンガポールにおいてシンガポール協定第十八条1の規定による措置（次項において「シンガポールの緊急措置」という。）がとられた場合には、シンガポール協定第十八条4の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

7| 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はシンガポールの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

8| 政府は、シンガポール特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、実行税率の範囲内において関税率を引き上げること。

8 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

9 (省略)

第七条の九及び第七条の十 削除

9 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。

10 第一項の規定による措置は、同一の貨物につき二回以上とることができない。

11 政府は、シンガポール協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項の規定による措置をとり、又は継続することができる。

12 同上

(メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の九 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下「メキシコ協定」という。)(に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)(による特定の種類の貨物(メキシコ協定第五条1の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)(の輸入の増加の事実(第八項及び第十項において「メキシコ特定貨物の輸入増加の事実」という。)(があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第八項及び第十項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)(がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められると

きは、メキシコ協定第五十三条1及び2の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（第十項の規定により指定された期間と通算して三年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてメキシコ協定附屬書1の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ メキシコ協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条5の規定に基づき、当該措置につき第十項の規定により指定された期間と通算して三年を超え四年以内の期間を指定することができる。この場合においては、当該措置は、当該指定しようとする期間内において段階的に緩和されたものでなければならない。

3 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条5の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限り延長することができる。

4 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十項の規定により指定された期間と通算して三年を超えて延長する場合には、メキシコ協定第五十三条5の規定に基づき、当該措置を段階的に緩和するものとする。

5 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、メキシコ協定第五十三条9に規定する協議により、政令で定めるところにより、当

該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

6| メキシコにおいてメキシコ協定第五十三条1及び2の規定による措置（次項において「メキシコの緊急措置」という。）がとられた場合には、メキシコ協定第五十三条11の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

7| 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はメキシコの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

8| 政府は、メキシコ特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

9| 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

10| 政府は、第八項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、メキシコ特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができる。国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十四条1及び4の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一| 指定された貨物についてメキシコ協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若

しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ メキシコ協定の効力発生の日の前日における実行税率

11 政府は、第八項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を当該調査が終了した日から六十日以内に還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

12 第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれが長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十項の規定による措置をとることができない。

13 政府は、メキシコ協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十項の規定による措置をとることができる。

14 第八条の六第一項、第二項及び第四項並びに第八条の七第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十項の規定は、適用しない。

15 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の十 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(以

「マレーシア協定」という。）」に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）による特定の種類の貨物（マレーシア協定第十九条１の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。）の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実（第九項及び第十一項において「マレーシア特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第九項及び第十一項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条１の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（第十一項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてマレーシア協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ マレーシア協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条４の規定に基づき、当該措置につき第十一項の規定により指定された期間と通算して四年を超え五年以内の期間を指定することができる。

3 第一項の規定による措置をとる場合において、前二項の規定により指定しよう

とする期間が第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えるものであるときは、マレーシア協定第二十三条 4 の規定に基づき、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならぬ。

4 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条 4 の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して五年以内に限り延長することができる。

5 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えて延長する場合には、マレーシア協定第二十三条 4 の規定に基づき、当該措置を一定の期間ごとに段階的に緩和するものとする。

6 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、マレーシア協定第二十三条 4 に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

7 マレーシアにおいてマレーシア協定第二十三条 1 の規定による措置（以下この項及び次項において「マレーシアの緊急措置」という。）がとられた場合には、マレーシア協定第二十三条 5 及び の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。ただし、マレーシアの緊急措置がマレーシア協定第二十三条 1 の規定によりマレーシアにおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、マレーシアの緊急措置がとられた日から十八月を経過していない場合は、この限りでない。

8 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補

償又はマレーシアの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

9| 政府は、マレーシア特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

10| 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。

11| 政府は、第九項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、マレーシア特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条9 及び の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一| 指定された貨物についてマレーシア協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二| 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ| 実行税率

ロ| マレーシア協定の効力発生の日の前日における実行税率

12| 政府は、第九項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関

税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

13 第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれが長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十一項の規定による措置をとることができない。

14 政府は、マレーシア協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十一項の規定による措置をとることができる。

15 第八条の八第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十一項の規定は、適用しない。

16 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特恵関税等)

第八条の二 同上

2 同上

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税(第一項の規定により課される関税をいう。)(について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国(次条において「特別特恵受益国」という。)を原産地とする第一項第一号及び第二号に掲げる物品(これらの号に定める税率が無税とされているものを除く。)(並びに別表第五に掲げる物品(関税定率法別表(別表第一に掲げる物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。)(に定める税率が無税とされているものを除く。)で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、 第二条又は第一項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 同上

(特恵関税等)

第八条の二 (省略)

2 (省略)

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税(第一項の規定により課される関税をいう。)(について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国(次条において「特別特恵受益国」という。)を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの(関税定率法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、 同表(並びに同項第一号及び第二号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。)(で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、 第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 (省略)

(特恵関税の適用の停止の原則等)

第八条の三 特恵受益国等(特別特恵受益国を除く。次条において同じ。)を原産地とする前条第一項各号に掲げる物品の輸入が同項各号に定める税率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定し、同項の規定の適用を停止することができる。

2 前項の規定は、特別特恵受益国を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの(関税率法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。)について準用する。この場合において、前項中「同項各号に定める税率」とあるのは、「前条第一項又は第三項の規定による税率」と、「同項の規定」とあるのは「同条第一項又は第三項の規定」と読み替えるものとし、前条第三項の規定の適用を受ける物品につき、その適用を停止するときは、当該物品については、同条第一項の規定の適用はないものとする。

(鉱工業産品等に対する特恵関税の適用の停止の特例等)

第八条の四 前条第一項の規定にかかわらず、平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において、特恵受益国等を原産地とする特定鉱工業産品等のうち第八条の二第一項の規定の適用を受けることができるもの(以下この条において「特定特恵鉱工業産品等」という。)について、その輸入額又は輸入数量(以下この条において「輸入額等」という。)が、あらかじめ財務大臣が告示する額又は数量(以下この条において「限度額等」という。)を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた特定特恵鉱工業産品等及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌月十五日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告(同項の規定の適用を受けることができるものとされていた期間

(特恵関税の適用の停止の原則等)

第八条の三 特恵受益国等(特別特恵受益国を除く。次条において同じ。)を原産地とする前条第一項各号に掲げる物品の輸入が同項各号に定める税率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び必要があるときは国又は地域を指定し、同項の規定の適用を停止することができる。

2 前項の規定は、特別特恵受益国を原産地とする前条第一項各号又は別表第五に掲げる物品(関税率法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。)について準用する。この場合において、前項中「同項各号に定める税率」とあるのは、「前条第一項又は第三項の規定による税率」と、「同項の規定」とあるのは「同条第一項又は第三項の規定」と読み替えるものとし、前条第三項の規定の適用を受ける物品につき、その適用を停止するときは、当該物品については、同条第一項の規定の適用はないものとする。

(鉱工業産品等に対する特恵関税の適用の停止の特例等)

第八条の四 前条第一項の規定にかかわらず、平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において、特恵受益国等を原産地とする特定鉱工業産品等のうち第八条の二第一項の規定の適用を受けることができるもの(以下この条において「特定特恵鉱工業産品等」という。)について、その輸入額又は輸入数量(以下この条において「輸入額等」という。)が、あらかじめ財務大臣が告示する額又は数量(以下この条において「限度額等」という。)を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた特定特恵鉱工業産品等及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌月十五日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告(同項の規定の適用を受けることができるものとされていた期間

中に関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第八条の六第四項において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による提示（課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）に係るものを除く。第八条の六第四項において同じ。）を含む。）又は蔵入れ申請等がされるものについては、第八条の二第一項の規定は、適用しない。一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業製品等の各年度における輸入額等が、当該特定特恵鉱工業製品等に係る限度額等の五分の一を超えることとなつたときも、当該特恵受益国等を原産地とする当該特定特恵鉱工業製品等について、また同様とする。

2~4 (省略)

(経済連携協定に基づく関税割当制度等)

第八条の六 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品（次項に規定する物品を除く。）については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

中に関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十二条において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第八条の六第四項において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六条第三項（郵便物を受け取つた旨の通知）の規定による通知を含む。）又は蔵入れ申請等がされるものについては、第八条の二第一項の規定は、適用しない。一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業製品等の各年度における輸入額等が、当該特定特恵鉱工業製品等に係る限度額等の五分の一を超えることとなつたときも、当該特恵受益国等を原産地とする当該特定特恵鉱工業製品等について、また同様とする。

2~4 同上

(メキシコ協定に基づく関税割当制度等)

第八条の六 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品（次項及び次条に規定する物品を除く。）については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十二年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているもの（次条に規定する物品を除く。）については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、メキシコが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十二年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

3 (省略)

4 各年度において、経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告（当該譲許の便益の適用を受けることができるものとされていた期間中に蔵入れ申請等がされた物品に係るものを除くものとし、関税法第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による提示を含む。）又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

5 前項の輸入額は、関税法第二百一条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法に準じて、当該経済連携協定において同一の番号その他の記号が付されている物品ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

第八条の七及び第八条の八 削除

3 同上

4 平成二十三年度までの各年度において、メキシコ協定附属書一の日本の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告（当該譲許の便益の適用を受けることができるものとされていた期間中に蔵入れ申請等がされた物品に係るものを除くものとし、関税法第七十六条第三項（郵便物を受け取つた旨の通知）の規定による通知を含む。）又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

5 前項の輸入額は、関税法第二百一条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法に準じて、メキシコ協定附属書一の日本の表において同一の注釈番号が付されている物品ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

（メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度）

第八条の七 メキシコ協定附属書一の日本の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国が市場の開拓及び販売の促進を目的として発給する証明書に基づき輸入国が市場の開拓及び販売の促進を目的として割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮並びにメキシコが発給する証明書に基づいて政府が行つ割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成十九年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（マレーシア協定に基づく関税割当制度）

(軽減税率等の適用手続)

第九条 (省 略)

2 経済連携協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例)

第十三条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四十五条第二項(総合保税地域の許可)の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項(保税蔵置場等の許可)の規定により許可を受けた保税工場(同法第四十三条第一項(自由貿易地域又は特別自由貿易地域における事業の認定)の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項(保税工場の許可)の許可を受けたものとみなされる場所、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十一条第一項(自由貿易地域の指定)の規定により自由貿易地域として指定された地域又は同法第四十二条第一項(特別自由貿易地域の指定)の規定により特別自由貿易地域として指定された地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。)における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成二十四

第八条の八 マレーシア協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、マレーシアが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十三年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(軽減税率等の適用手続)

第九条 同 上

2 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例)

第十三条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四十五条第二項(総合保税地域の許可)の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項(保税蔵置場等の許可)の規定により許可を受けた保税工場における関税法第五十六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成十九年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項(申告)の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文(課税物件の確定の時期)の規定の適用を受けたい旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けたい旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 (省略)

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、平成二十四年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2~4 (省略)

第十七条 第十五条第一項において準用する関税法第一百五十五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の特権）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法	品名	税率

2 同上

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、平成十九年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2~4 同上

第十七条 第十五条第一項において準用する関税法第一百五十五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の特権）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法	品名	税率

別表の番号	
四・二	<p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p>
四二・一	<p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）</p>
一	<p>（省略）</p>
二	<p>その他のもの</p>
（一）	<p>小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）</p>
、	<p>特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）</p>
及び	<p>（省略）</p>
（二）	<p>（省略）</p>
四二・二一	<p>（省略）</p>
～	<p>（省略）</p>
四二・九九	<p>（省略）</p>

別表の番号	
四・二	<p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p>
四二・一	<p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）</p>
一	<p>同上</p>
二	<p>その他のもの</p>
（一）	<p>小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）</p>
、	<p>盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）</p>
及び	<p>同上</p>
（二）	<p>同上</p>
四二・二一	<p>同上</p>
～	<p>同上</p>
四二・九九	<p>同上</p>

一・一	小麦及びメスリン デュラム小麦のうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一・九	その他のものうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一・三	大麦及び裸麦のうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関	無税

一・一	小麦及びメスリン デュラム小麦のうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一・九	その他のものうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一・三	大麦及び裸麦のうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関	無税

一 ・ 一	<p>一 八・九</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) ライ小麦のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行つ政府の買入れ及び売渡しの輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一 八</p> <p>一 八・九</p>	<p>する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行つ政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	無税
一 ・ 一	<p>一 八・九</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) ライ小麦のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行つ政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一 八</p> <p>一 八・九</p>	<p>する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	無税

一 ・ 一	<p>一 八・九</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) ライ小麦のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一 八</p> <p>一 八・九</p>	<p>する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	無税
一 ・ 一	<p>一 八・九</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) ライ小麦のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一 八</p> <p>一 八・九</p>	<p>する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	無税

二一・一・

小麦粉及びメスリン粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡に係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

二一・二

穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）

二二・二・九

その他のもの

一 大麦粉及び裸麦粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二 ライ小麦粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定

二五%

二一・一・

小麦粉及びメスリン粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

二一・二

穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）

二二・二・九

その他のもの

一 大麦粉及び裸麦粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二 ライ小麦粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定

二五%

<p>一一三・一九</p>	<p>により輸入するもの、<u>同法第四三</u>条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに<u>同法第四五条第一項第三号</u>に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>その他の穀物のもの</p> <p>一 大麦又は裸麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の</p>	<p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット</p> <p>ひき割り穀物及び穀物のミール</p> <p>小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、<u>同法第四三条</u>の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに<u>同法第四五条第一項第三号</u>に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>	<p>二五%</p>
<p>一一三・一九</p>	<p>により輸入するもの及び<u>同法第四五条第一項</u>ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>その他の穀物のもの</p> <p>一 大麦又は裸麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の</p>	<p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット</p> <p>ひき割り穀物及び穀物のミール</p> <p>小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び<u>同法第四五条第一項</u>ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>	<p>二五%</p>

一 一三・二二	<p>四 (省 略)</p> <p>ペレット</p> <p>一 小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の</p>	二 %
	<p>二 ライ小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二 %

一 一三・二二	<p>四 同上</p> <p>ペレット</p> <p>一 小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の</p>	二 %
	<p>二 ライ小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二 %

<p>安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、<u>同法第四三</u>条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに<u>同法第四五</u>条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二五%
<p>三 (省 略)</p>	
<p>四 大麦又は裸麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、<u>同法第四三</u>条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに<u>同法第四五</u>条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二%
<p>五 ライ小麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、<u>同法第四三</u></p>	

<p>安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び<u>同法第四</u>五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二五%
<p>三 同上</p>	
<p>四 大麦又は裸麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び<u>同法第四</u>五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二%
<p>五 ライ小麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び<u>同法第四</u></p>	

	<p>一・四</p> <p>一四・一九</p>
<p>その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一・六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）</p> <p>ロールにかけ又はフレーク状にした穀物</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>一 小麦又はライ小麦のもの</p> <p>小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの</p> <p>、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定め</p>	<p>条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>

二
%

	<p>一・四</p> <p>一四・一九</p>
<p>その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一・六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）</p> <p>ロールにかけ又はフレーク状にした穀物</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>一 小麦又はライ小麦のもの</p> <p>小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの</p> <p>及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>

二
%

二五
%

<p>る麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ライ小麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二 (省 略)</p>	<p>三 大麦又は裸麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で</p>	<p>二 五 %</p>	<p>二 %</p>
---	--------------------	---	----------------------	----------------

<p>ライ小麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二 同 上</p>	<p>三 大麦又は裸麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二 %</p>	<p>二 %</p>
---	------------------	---	----------------	----------------

	<p>一一四・二九</p> <p>の</p> <p>その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>一 小麦又はライ小麦のもの</p> <p>小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの</p> <p>、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>ライ小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの</p> <p>、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行</p>		<p>定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二</p> <p>%</p>	
			<p>一一四・二九</p> <p>の</p> <p>その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>一 小麦又はライ小麦のもの</p> <p>小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>ライ小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める</p>	<p>二五</p> <p>%</p>

一 八・二	でん粉及びイヌリン	<p>う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二 (省 略)</p> <p>三 大麦又は裸麦のもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二 %
二 八・二	でん粉 小麦でん粉のうち	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸</p>	二 %

一 八・二	でん粉及びイヌリン	<p>麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二 同上</p> <p>三 大麦又は裸麦のもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二 %
二 八・二	でん粉 小麦でん粉のうち	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸</p>	二 %

一八・二二	<p>入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二五%
一八・二二	(省略)	
一九・一	<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第四項から第四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p>	
一九・一・一	(省略)	
一九・一・二	<p>第一九・五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p>	
一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料		
一八・二二	<p>入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二五%
一八・二二	同上	
一九・一	<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第四項から第四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p>	
一九・一・一	同上	
一九・一・二	<p>第一九・五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p>	
一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料		

品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第 四・ 一項から第 四・ 四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。）

(一) (省略)

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

A (省略)

B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち

品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第 四・ 一項から第 四・ 四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。）

(一) 同上

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

A 同上

B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち

ち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるものうち
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに

二五%

ち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるものうち
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める

麦等のうち政令で定めるところ

二五%

(省 略)	<p>係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの</p> <p>小麦でん粉を含有するもの うち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行つ政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二五%
-------	---	-----

同上	<p>るにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの</p> <p>小麦でん粉を含有するもの うち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二五%
----	---	-----

一九一・九

(三) (省略)
その他のもの

- 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、第四・一項から第四・四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及びもち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)
- (一) (省略)
- (二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(

一九一・九

(三) 同上
その他のもの

- 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、第四・一項から第四・四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及びもち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)
- (一) 同上
- (二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(

ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

A (省略)

B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)(が最大の重量を占めるものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

C 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。)(が最大の重量を占めるもの

二五%

ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

A 同上

B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)(が最大の重量を占めるものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

C 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。)(が最大の重量を占めるもの

二五%

D

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの

小麦でん粉を含有するもの
うち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同

二五%

D

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの

小麦でん粉を含有するもの
うち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸

二五%

	一九・四	<p>法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(省 略)</p>	<p>穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)</p> <p>穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品</p> <p>二 米、小麦(ライ小麦を含む。)(又は大麦(裸麦を含む。)(のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五 %以上の調製食料品</p> <p>(一) (省 略)</p> <p>(二) 小麦(ライ小麦を含む。)(のもの</p> <p>のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法</p>	二五%
--	------	---	--	-----

	一九・四	<p>入されるもの</p> <p>同上</p> <p>(三) 同上</p> <p>同上</p> <p>(二) 小麦(ライ小麦を含む。)(のもの</p> <p>のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同</p>	<p>穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)</p> <p>穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品</p> <p>二 米、小麦(ライ小麦を含む。)(又は大麦(裸麦を含む。)(のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五 %以上の調製食料品</p> <p>(一) 同上</p>	二五%
--	------	--	--	-----

一九四・二	<p>第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといった穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合物から得た調製食料品</p>	<p>一九・二%</p>
	<p>(三) 大麦（裸麦を含む。）のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一九・二%</p>

一九四・二	<p>いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといった穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合物から得た調製食料品</p>	<p>一九・二%</p>
	<p>(三) 大麦（裸麦を含む。）のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一九・二%</p>

二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は

大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて得た物品の含有量が全重量の五％以上の調製食料品

(一) (省 略)

(二) 小麦（ライ小麦を含む。）のもの
のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

(三) 大麦（裸麦を含む。）のもの
のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等とし

一九・二％

二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は

大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて得た物品の含有量が全重量の五％以上の調製食料品

(一) 同 上

(二) 小麦（ライ小麦を含む。）のもの
のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

(三) 大麦（裸麦を含む。）のもの
のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林

一九・二％

一九四・三	<p>輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>ブルガー小麦</p> <p>ブルガー小麦のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	一九・二%
一九四・九	<p>その他のもの</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 小麦又はライ小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの</p>	二五%

一九四・三	<p>水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>ブルガー小麦</p> <p>ブルガー小麦のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	一九・二%
一九四・九	<p>その他のもの</p> <p>一 同上</p> <p>二 小麦又はライ小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二五%

<p>もの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>三 大麦又は裸麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二二・六</p>	<p>調製食料品（他の項に該当するものを除く。）</p>
<p>二五%</p>	<p>二五%</p>	<p>二二・六・一 二二・六・九</p>	<p>（省略） その他のもの</p>
<p>一（省略） 二 その他のもの （一）米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三%を超</p>			

<p>明を受けて輸入されるもの</p>	<p>三 大麦又は裸麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二二・六</p>	<p>調製食料品（他の項に該当するものを除く。）</p>
<p>二五%</p>	<p>二五%</p>	<p>二二・六・一 二二・六・九</p>	<p>同上 その他のもの</p>
<p>一 同上 二 その他のもの （一）米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三%を超</p>			

える調製食料品

A (省略)

B その他のもの

小麦(ライ小麦を含む。)の含有量が全重量の三%を超えるものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込み

二五%

える調製食料品

A 同上

B その他のもの

小麦(ライ小麦を含む。)の含有量が全重量の三%を超えるものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

に|応じて行^う政府の買入れ
及び売渡しに係る麦等とし
て輸入されるもの並びに同
法第四五条第一項第三号に
規定する政令で定める麦等
のうち政令で定めるところ
により農林水産大臣の証明
を受けて輸入されるもの

二
五
%

令で定める麦等のうち政令
で定めるところにより農林
水産大臣の証明を受けて輸
入されるもの

二
五
%

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第一系 第七条の三 第七条の六関係）

開税率法	税 率				
	平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 まで	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 まで	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日まで	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三十一 日まで	平成一一 年四月一日か ら平成一二 年三月三十一 日まで
別表 の 番 号	品 名				
四・二 四二・一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。） 一 （省略） 二 その他のもの 一 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」とい。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用」とい。）				

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第一系 第七条の三 第七条の六関係）

開税率法	税 率				
	平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 まで	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 まで	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日まで	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三十一 日まで	平成一一 年四月一日か ら平成一二 年三月三十一 日まで
別表 の 番 号	品 名				
四・二 四二・一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。） 一 同上 二 その他のもの 一 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、 <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 、 <u>養護学校</u> 若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」とい。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの（以下この項において「飼料用」とい。）				

四二・九九 - 四二・二二 - 四二・二二 - 四二・九九	(省略)	別表第一第四 二・一 号の二の (-)に掲げる税率の 適用を受けるもの 以外のもの	一キログラム ムにつき一 五円三三 銭	一キログラム ムにつき一 二円六七 銭	一キログラム ムにつき一 円	一キログラム ムにつき九 七円三三銭	一キログラム ムにつき九 四円六七銭 二円	一キログラム ムにつき九 四円六七銭 二円
---	------	---	------------------------------	------------------------------	----------------------	--------------------------	--------------------------------	--------------------------------

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表(第七条の六関係)

(省略)	項 名 号 名	基準輸入価格	平成七年四月 月一日から 平成八年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成八年四月 月一日から 平成九年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成九年四月 月一日から 平成一〇年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成一〇年四月 月一日から 平成一一年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成一一年四月 月一日から 平成一二年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成一二年四月 月一日から 平成一三年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの
------	------------------	--------	--	--	---	--	--	--

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表(第七条の三関係)

(省略)	項 名 品 目	税率	平成七年四月 月一日から 平成八年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成八年四月 月一日から 平成九年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成九年四月 月一日から 平成一〇年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成一〇年四月 月一日から 平成一一年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成一一年四月 月一日から 平成一二年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成一二年四月 月一日から 平成一三年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの
------	------------------	----	--	--	---	--	--	--

四二・九九 - 四二・二二 - 四二・二二 - 四二・九九	同上	別表第一第四 二・一 号の二の (-)に掲げる税率の 適用を受けるもの 以外のもの	一キログラム ムにつき一 五円三三 銭	一キログラム ムにつき一 二円六七 銭	一キログラム ムにつき一 円	一キログラム ムにつき九 七円三三銭	一キログラム ムにつき九 四円六七銭 二円	一キログラム ムにつき九 四円六七銭 二円
---	----	---	------------------------------	------------------------------	----------------------	--------------------------	--------------------------------	--------------------------------

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表(第七条の六関係)

同上	項 名 号 名	基準輸入価格	平成七年四月 月一日から 平成八年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成八年四月 月一日から 平成九年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成九年四月 月一日から 平成一〇年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成一〇年四月 月一日から 平成一一年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成一一年四月 月一日から 平成一二年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成一二年四月 月一日から 平成一三年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの
----	------------------	--------	--	--	---	--	--	--

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表(第七条の三関係)

同上	項 名 品 目	税率	平成七年四月 月一日から 平成八年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成八年四月 月一日から 平成九年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成九年四月 月一日から 平成一〇年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成一〇年四月 月一日から 平成一一年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成一一年四月 月一日から 平成一二年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成一二年四月 月一日から 平成一三年三月 月三十一日ま でに輸入さ れるもの
----	------------------	----	--	--	---	--	--	--

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

(省略)	別表の番号	開税率法					
	品名						
	れるもの	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一年四月一日から	平成二年四月一日から	平成三年四月一日から
	でに輸入さ	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一年三月三十一日まで	平成二年三月三十一日まで	平成三年三月三十一日まで	平成四年三月三十一日まで
	れるもの	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一年三月三十一日まで	平成二年三月三十一日まで	平成三年三月三十一日まで	平成四年三月三十一日まで
	でに輸入さ	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一年三月三十一日まで	平成二年三月三十一日まで	平成三年三月三十一日まで	平成四年三月三十一日まで
	されるもの	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一年三月三十一日まで	平成二年三月三十一日まで	平成三年三月三十一日まで	平成四年三月三十一日まで

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

同上	別表の番号	開税率法					
	品名						
	れるもの	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一年四月一日から	平成二年四月一日から	平成三年四月一日から
	でに輸入さ	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一年三月三十一日まで	平成二年三月三十一日まで	平成三年三月三十一日まで	平成四年三月三十一日まで
	れるもの	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一年三月三十一日まで	平成二年三月三十一日まで	平成三年三月三十一日まで	平成四年三月三十一日まで
	でに輸入さ	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一年三月三十一日まで	平成二年三月三十一日まで	平成三年三月三十一日まで	平成四年三月三十一日まで
	されるもの	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一年三月三十一日まで	平成二年三月三十一日まで	平成三年三月三十一日まで	平成四年三月三十一日まで

別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）

項名	品目
一	関税率法別表（以下この表において「関税率表」という。）（第一五・一・一 号の一に掲げる物品）
二	関税率表第二七・一・一 号の一の（一）のAの、B若しくはC、 （二）若しくは（三）、第二七・一・一九号の一、第二七・一・一四号の一、第二七・一・一九号の二、第二七・一・二二号又は第二七・一・二九号に掲げる物品
三	関税率表第四一・一・二 号の二、第四一・一・五 号の二、第四一・一・九 号の二、第四一・四・一 号の二、第四一・四・一九号の二、第四一・四・四 号の一の（一）若しくは（二）、第四一・四・四九号の一の（一）若しくは（二）、第四一・五・三 号の一、第四一・六・二 号の一、第四一・七・一 号の二、第四一・七・九 号の二、第四一・七・九 号の二、第四一・七・九 号の二、第四一・七・九 号の二、 ・ 号の二の（一）又は第四一・三・一 号の二の（一）に掲げる物品
四	関税率表第四四・二・一 号の一又は第四四・二・三 号から第四四・二・三 九号までに掲げる物品
五	関税率表第四六・一・二 九号の一又は第四六・一・九 四号の三の（一）に掲げる物品
六	関税率表第五 七・二 号又は第五 七・九 号に掲げる物品 関税率表第五 一・ 号に掲げる物品のうち 第八条の五第二項において準用する関税率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの

別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）

項名	品目
一	関税率法別表（以下この表において「関税率表」という。）（第一五・一・一 号の一に掲げる物品）
二	関税率表第二七・一・一 号の一の（一）のC、（二）のB若しくは（三）又は第二七・一・一九号の一の（一）のB、（二）若しくは（三）に掲げる物品
三	関税率表第三五 三・ 号の三に掲げる物品
四	関税率表第四一・ 三 項に掲げる物品
五	関税率表第四三 二・一 九号、第四三 二・二 号、第四三 二・三 号、第四三 三・一 号又は第四三 三・九 号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの
六	関税率表第四四・二・一 号の一、第四四・二・三 号、第四四・二・三 三号又は第四四・二・三 九号に掲げる物品
七	関税率表第五 一・ 号に掲げる物品のうち 第八条の五第二項において準用する関税率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの
八	関税率表第五 二・ 号の二に掲げる物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入に係る調整等に関する法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの以外のもの
九	関税率表第六四・ 一 項、第六四・ 二 項又は第六四・ 六 項に掲げる物品 関税率表第九一・三・九 号の一に掲げる物品

関税率表第五 二・ 号の二に掲げる物品のうち

独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入に係る調整等に関する法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの以外のもの

七

関税率表第五 一五・一一号の二、第五二 五・一一号の二、第五二 五・一二号の二、第五二 五・一三号の二、第五二 五・一四号の二、第五二 五・一五号の二、第五二 五・一六号の二、第五二 五・一七号の二、第五二 五・一八号の二、第五二 五・一九号の二、第五二 五・二〇号の二、第五二 五・二一号の二、第五二 五・二二号の二、第五二 五・二三号の二、第五二 五・二四号の二、第五二 五・二五号の二、第五二 五・二六号の二、第五二 五・二七号の二、第五二 五・二八号の二、第五二 五・二九号の二、第五二 五・三〇号の二、第五二 五・三一号の二、第五二 五・三二号の二、第五二 五・三三号の二、第五二 五・三四号の二、第五二 五・三五号の二、第五二 五・三六号の二、第五二 五・三七号の二、第五二 五・三八号の二、第五二 五・三九号の二、第五二 五・四〇号の二、第五二 五・四一号の二、第五二 五・四二号の二、第五二 五・四三号の二、第五二 五・四四号の二、第五二 五・四五号の二、第五二 五・四六号の二、第五二 五・四七号の二、第五二 五・四八号の二、第五二 六・一一号の二、第五二 六・一二号の二、第五二 六・一三号の二、第五二 六・一四号の二、第五二 六・一五号の二、第五二 六・一六号の二、第五二 六・一七号の二、第五二 六・一八号の二、第五二 六・一九号の二、第五二 六・二〇号の二、第五二 六・二一号の二、第五二 六・二二号の二、第五二 六・二三号の二、第五二 六・二四号の二、第五二 六・二五号の二、第五二 六・二六号の二、第五二 六・二七号の二、第五二 六・二八号の二、第五二 六・二九号の二、第五二 六・三〇号の二、第五二 六・三一号の二、第五二 六・三二号の二、第五二 六・三三号の二、第五二 六・三四号の二、第五二 六・三五号の二、第五二 六・三六号の二、第五二 六・三七号の二、第五二 六・三八号の二、第五二 六・三九号の二、第五二 六・四〇号の二、第五二 六・四一号の二、第五二 六・四二号の二、第五二 六・四三号の二、第五二 六・四四号の二、第五二 六・四五号の二、第五二 七・一 号の二の(一)、第五二 七・九 号の二の(一)、第五二 八・一一号から第五二 八・四九号まで、第五二 九・一一号から第五二 九・四九号まで、第五二 一・一一号から第五二 一・四九号まで、第五二 一・一一号

	<p>から第五二二一・四九号まで、第五二二二・一一号から第五二二二・一四号まで又は第五二二二・二二二号から第五二二二・二四号までに掲げる物品</p> <p>関税率表第五二 八・五一号から第五二 八・五九号まで、第五二 九・五一号から第五二 九・五九号まで、第五二二一 一・五一号、第五二二一 一・五九号、第五二二一 一・五一号から第五二二一 一・五九号まで、第五二二二 一・一五号又は第五二二二 一・二五号に掲げる物品のうち</p> <p>ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）以外のもの</p>
八	<p>関税率表第五八 一・二二二号の二、第五八 一・二二二号の二、第五八 一・二三三号の二、第五八 一・二四号の二、第五八 一・二五号の二、第五八 一・二六号の二の(一)、第五八 三・二の(一)又は第五八二一 一・二の(一)に掲げる物品</p>
九	<p>関税率表第六一類に掲げる物品（関税率表第六一三 一・一及び第六一七・八 号の一に掲げる物品並びに第六一六 一・一 号の(一)及び二の(一)に掲げる物品のうち手袋を除く。）</p>
一	<p>関税率表第六二 一 項から第六二 一 八項まで、第六二 九 一 号の二の(一)若しくは(一)のB、第六二 九 三 号の二の(一)若しくは(一)のB、第六二 九 九 号の二の(一)若しくは(一)のB、第六二 一 一 項又は第六二 一 一 項に掲げる物品</p>
二	<p>関税率表第六三 二 一 一 号、第六三 二 一 四 号、第六三 三 一 二 号、第六三 三 一 九 号、第六三 四 一 一 号又は第六三 四 一 九 一 号に掲げる物品</p>
三	<p>関税率表第六四 三 項、第六四 四 項、第六四 五 一 号の二若しくは二又は第六四 五 九 号の二に掲げる物品</p>

別表第五 特別特恵関税例外品目表（第八条の二、第八条の三関係）

項名	品目
一	<p>関税率法別表（以下この表において「関税率表」という。）（第三一・九九号の二の（一）、第三二・四号、第三二・五号、第三二・六一号の二、第三二・六四号、第三二・六九号の二、第三三・五一号、第三三・五二号、第三三・七二号の二、第三三・七四号、第三三・七八号の二、第三三・七九号の二、第三三・七九号の二、第三四・二九号の二、第三四・九九号の二、第三五・一号、第三五・五一号、第三五・六一号から第三五・六三号まで、第三五・六九号の二、第三七・二二号、第三七・二九号、第三七・四九号の二、第三七・九一号の二又は第三七・九九号の二の（一）若しくは二の（二）若しくは（三）に掲げる物品</p> <p>関税率表第三二・七号の二又は第三五・二二号の三に掲げる物品のうち</p> <p>たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵</p> <p>関税率表第三五・三三号の二又は第三五・五九号の二に掲げる物品のうち</p> <p>にしん（クルベア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルティノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクル</p>

別表第五 特別特恵関税対象品目表（第八条の二、第八条の三関係）

項名	品目
一	<p>関税率法別表（以下この表において「関税率表」という。）（第二七・三三号の二又は第二七・三五号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第三一・九一号の二、第三二・六一号、第三二・六三号、第三二・六五号、第三三・七二号、第三三・七三号、第三三・七八号の二、第三三・五・四二号、第三三・五・四九号、第三三・六一号、第三三・六一号の二、第三三・六二号の二、第三三・六三号の二、第三三・六三号の二、第三三・七・五九号の二、第三三・七・六号又は第三三・七・九九号の二の（四）Aに掲げる物品</p> <p>関税率表第三二・七号の二に掲げる物品のうち</p> <p>にしん（クルベア属のもの）の卵</p> <p>関税率表第三四・一九号の二（二）に掲げる物品のうち</p> <p>バラクータ（かます科又はくるたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ</p> <p>関税率表第三四・二九号の二に掲げる物品のうち</p> <p>まぐる（トゥヌス属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）以外のもの</p> <p>関税率表第三七・九一号の四（二）に掲げる物品のうち</p> <p>赤貝（生きているものに限る。）（うに及びくらげ</p>
二	<p>うに及びくらげ</p>

<p>二</p> <p>関税率表第一 五・九号の二に掲げる物品のうち</p> <p>関税定率法第一三條第一項の規定の適用を受けないもの(第八條の五第二項において準用する同法第九條の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものの以外のものに限る。)</p> <p>関税率表第一 六・一 号から第一 六・四 号までに掲げる物品のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三 條の規定により輸入するもの、同法第三二條の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四條第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九條第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀(これに準ずるものとし</p>	<p>ス属又はデカプテルス属のもの(又はさんま)コロラビス属のもの)</p> <p>関税率表第三 七・四一 号、第三 七・四九 号の一、第三 七・九一 号の三又は第三 七・九九 号の一の(二)に掲げる物品のうち</p> <p>もんごういか以外のもの</p> <p>関税率表第三 七・九一 号の四の(二)に掲げる物品のうち</p> <p>軟体動物(赤貝(生きているものに限る。)、あわび、あさり及びしじみを除く。)</p> <p>関税率表第三 七・九九 号の一の四のBに掲げる物品のうち</p> <p>あわび、あさり及びしじみ以外のもの</p> <p>関税率表第三 七・九九 号の二の四のBに掲げる物品のうち</p> <p>はまぐり(乾燥したのものに限る。)(以外のもの)</p>
---	---

<p>六</p> <p>関税率表第一 八四・三 号の二、第一 八一・九 号の一の(四)又は第一 八一・三・一 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一 八一・九 号の二の(三)に掲げる物品のうち</p> <p>桃及びなし</p> <p>関税率表第一 八一・三・四 号の二に掲げる物品のうち</p> <p>パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランプータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェ</p>	<p>三</p> <p>関税率表第四 八・九九 号に掲げる物品</p> <p>四</p> <p>関税率表第五 八・ 号の一に掲げる物品</p> <p>五</p> <p>関税率表第七 三・一 号の二、第七 四・一 号、第七 四・二 号、第七 四・九 号、第七 五・一 号、第七 五・一九 号、第七 六・一 号、第七 七・ 号、第七 八・一 号、第七 八・二 号、第七 八・九 号、第七 九・二 号、第七 九・四 号、第七 九・七 号、第七 二二・三二 号、第七 二二・三三 号又は第七 二二・三三 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第七 三・九 号に掲げる物品のうち</p> <p>ねぎ以外のもの</p> <p>関税率表第七 六・九 号に掲げる物品のうち</p> <p>ごぼう以外のもの</p> <p>関税率表第七 九・九 号の二に掲げる物品のうち</p> <p>かぼちゃ</p> <p>関税率表第七 二二・三九 号に掲げる物品のうち</p> <p>しいたけ以外のもの</p> <p>関税率表第七 二二・九 号の二に掲げる物品のうち</p> <p>ばれいしょ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)(及びたけのこ以外のもの)</p>
--	--

	<p>て政令で定めるものを含む。()の返還に係るもので輸入されるもの以外のもの</p>
三	<p>関税率表第一一・二・九号の三、第一一・三・一九号の四、第一一・三・二二号の三の()、第一一・四・一九号の二の()、第一一・四・二九号の二又は第一一・八・二二号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一一・八・二二号から第一一・八・一九号までに掲げる物品のうち</p> <p>第八条の第五第二項において準用する関税定率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの(でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものに限る。)()以外のもの</p>
四	<p>関税率表第一二・二二・二二号の()又は()に掲げる物品</p> <p>関税率表第一二・二二・二二号の()に掲げる物品のうち</p> <p>ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)及びわかめ(ワウダリア・ピンナティフィダ)以外のもの</p>
五	<p>関税率表第一七・一・一一号の二、第一七・一・二二号の二、第一七・一・九二号、第一七・一・九九号、第一七・二・二三号の二の()又は第一七・二・二九号の五の()のAに掲げる物品</p> <p>関税率表第一七・二・四号の二又は第一七・二・六号の二に掲げる物品のうち</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>関税率表第一七・二・九号の二に掲げる物品のうち</p> <p>分みつ糖</p> <p>関税率表第一七・二・九号の二に掲げる物品のうち</p> <p>分みつ糖のもの</p>
六	<p>関税率表第一九・一・二二号の()のA若しくはDの若しくは</p>

七	<p>関税率表第九・二・三三号に掲げる物品のうち</p> <p>紅茶</p>
八	<p>関税率表第一一・八・一四号の二に掲げる物品</p>
九	<p>関税率表第一一・四・二三号の二又は第一一・四・三三号に掲げる物品</p>
一	<p>関税率表第一二・一・一四号、第一二・一・二二号又は第一二・一・二二号に掲げる物品</p>
二	<p>関税率表第一三・二・一九号の()、二の()若しくは三の()のA又は第一三・二・三二号に掲げる物品</p>
三	<p>関税率表第一五・四・三三号の二、第一五・五・一五号の二、第一五・五・九号の三、第一五・七・九号の三又は第一五・二二・一三三号の二に掲げる物品</p>
一三	<p>関税率表第一六・二・三三号の二の()、第一六・二・三九号の二の()、第一六・五・一四号の二、第一六・五・二二号の二、第一六・五・三三号の二又は第一六・五・四四号の二の()に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六・二・二二号の二に掲げる物品のうち</p> <p>気密容器入りのもの以外のもの</p> <p>関税率表第一六・四・二二号の()に掲げる物品のうち</p> <p>たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの(気密容器入りのものに限る。)()</p>
一四	<p>関税率表第一七・二・二二号、第一七・二・二九号の四の()、第一七・三・一四号の二又は第一七・三・一九号の二に掲げる物品</p>
一五	<p>関税率表第一九・四・一三三号の三、第一九・四・二二二号の三、第</p>

	<p>は(三)、第一九一・九号の一の(二)のA若しくはDの、第一九四・一号の二の(一)又は第一九四・二号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>関税率表第一九一・九号の一の(三)又は第一九四・九号の一に掲げる物品のうち</p> <p>米の含有量が全重量の三%を超えるもの</p> <p>関税率表第二一六・九号の二の(一)のAに掲げる物品</p> <p>関税率表第二一六・九号の二の(二)のAに掲げる物品のうち</p> <p>分みつ糖のもの</p> <p>関税率表第二一六・九号の二の(二)のEのハの(イ)に掲げる物品のうち</p> <p>各成分のうち第二二二二・二二二号の物品の重量が最大のもの</p> <p>関税率表第二一六・九号の二の(二)のEのハの(ロ)の(一)に掲げる物品のうち</p> <p>第二二二二・二二二号の物品(ひじき)ヒジキア・フスイフォルミス(を除く。(一)のもの)</p>	七
八	<p>関税率表第三五三・三三三号の三に掲げる物品</p>	八
九	<p>関税率表第四二一・三三三項に掲げる物品</p> <p>関税率表第四三二・二一九号から第四三二・二二三号まで、第四三三・二二一号又は第四三三・二二九号に掲げる物品のうち</p> <p>羊、やぎ又はつぎのもの</p>	九
一一	<p>関税率表第六四・一四項、第六四・二四項又は第六四・六四項に掲げる物品</p>	一一
一二	<p>関税率表第九一・三三・九号の一に掲げる物品</p>	一二

一六	<p>一九四・九号の四又は第一九五・九号の一若しくは二に掲げる物品</p> <p>関税率表第二二・九号の一、第二二・三・一四号の一の(一)、第二二・三・九号の一、第二二・五・四号の一の(一)、第二二・五・九号の一、第二二・五・九二号の一、第二二・五・九九号の一の(二)若しくは二の(四)のAの、第二二・六・一四号の一、第二二・八・一一号の一の(一)若しくは二の(一)、第二二・八・一九号の二の(二)のDの、第二二・八・四号の二の(一)のA若しくは(二)のA若しくは二の(一)、第二二・九・三二号の二の(一)のA、第二二・九・三九号の二の(一)のA、第二二・九・八号の二の(一)又は第二二・九・九号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第二一八・一九号の一の(二)のBに掲げる物品のうち</p> <p>くり(気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一キログラム以下のものに限るものと)、いつたものを除く。(一)</p> <p>関税率表第二一八・九二号の一に掲げる物品のうち</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>関税率表第二一九・八号の二の(二)に掲げる物品のうち</p> <p>気密容器入りのもの以外のもの</p>	一七
一七	<p>関税率表第二二一・一・二二二号の二の(二)のB、第二二一・一・二二二号の二の(三)若しくは二の(四)のB、第二二一・三・三三三号の二、第二二一・四・一四号、第二二一・六・一四号の二の(二)又は第二二一・六・九号の二の(二)のEのロ若しくはハの(イ)若しくは(ロ)のイに掲げる物品</p> <p>関税率表第二二一・六・九号の二の(二)のEのハの(ロ)の(一)の(一)に掲げる物品のうち</p> <p>ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)その他の第二二二二・二二二</p>	一七

第五二五・四三号の二、第五二五・四四号の二、第五二五
・四六号の二、第五二五・四七号の二、第五二五・四八号の
二、第五二六・一一号の二、第五二六・一二号の二、第五二
六・一三号の二、第五二六・一四号の二、第五二六・一五
号の二、第五二六・二二号の二、第五二六・二二号の二、第
五二六・二三号の二、第五二六・二四号の二、第五二六・
二五号の二、第五二六・三三一号の二、第五二六・三三二号の二
、第五二六・三三三号の二、第五二六・三四号の二、第五二
六・三五号の二、第五二六・四一四号の二、第五二六・四二一
号の二、第五二六・四三三号の二、第五二六・四四一四号の二、第五
二六・四五号の二、第五二七・一七・一七号の二の(二)、第五二七
・九号の二の(二)、第五二八・一一号、第五二八・一二号、
第五二八・一三三号、第五二八・一九号、第五二八・二二二号
、第五二八・二三三号、第五二八・二三三号、第五二八・二九
号、第五二八・三三一三号、第五二八・三三三三号、第五二八・三
三三三、第五二八・三三三九号、第五二八・四一四一四号、第五二八・
四二四号、第五二八・四三三三号、第五二八・四九九号、第五二九
・一一号、第五二九・一二二号、第五二九・一九号、第五二
九・二二二号、第五二九・二二二二号、第五二九・二九九号、第五二
九・三三三三号、第五二九・三三三三三三号、第五二九・三九九号、第五
二九・四一四一四号、第五二九・四二四二四号、第五二九・四三三三三三
五二九・四九九号、第五二一・一一号、第五二一・一九号、
第五二一・二二二二号、第五二一・二九九号、第五二一・三三三三
、第五二一・三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
号、第五二一・四九九号、第五二一・一一一四号、第五二一・一
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

二四	<p>関税率表第五八 一・二二号の二、第五八 一・二二号的二、第五八 一・二三号の二、第五八 一・二四号の二、第五八 一・二五号の二、第五八 一・二六号の二の(イ)、第五八 三・号の二(ロ)又は第五八一一・ 号の二の(ロ)に掲げる物品</p> <p>関税率表第六一類に掲げる物品(関税率表第六一一三・ 号の一及び第六一七・八 号の一に掲げる物品並びに第六一六・ 号の一の(イ)及び二の(ロ)に掲げる物品のうち手袋を除く。)</p> <p>関税率表第六二・ 一項から第六二・ 八項まで、第六一九・ 二号の二の(イ)若しくは(ロ)のB、第六一九・ 三号の二の(イ)若しくは(ロ)のB、第六一九・ 九号の二の(イ)若しくは(ロ)のB、第六二一・ 一項又は第六二一・ 二項に掲げる物品</p>
二五	<p>関税率表第六一類に掲げる物品(関税率表第六一一三・ 号の一及び第六一七・八 号の一に掲げる物品並びに第六一六・ 号の一の(イ)及び二の(ロ)に掲げる物品のうち手袋を除く。)</p> <p>関税率表第六二・ 一項から第六二・ 八項まで、第六一九・ 二号の二の(イ)若しくは(ロ)のB、第六一九・ 三号の二の(イ)若しくは(ロ)のB、第六一九・ 九号の二の(イ)若しくは(ロ)のB、第六二一・ 一項又は第六二一・ 二項に掲げる物品</p>
二六	<p>関税率表第六二・ 一項から第六二・ 八項まで、第六一九・ 二号の二の(イ)若しくは(ロ)のB、第六一九・ 三号の二の(イ)若しくは(ロ)のB、第六一九・ 九号の二の(イ)若しくは(ロ)のB、第六二一・ 一項又は第六二一・ 二項に掲げる物品</p>
二七	<p>関税率表第六三 二・ 一 号、第六三 二・ 四 号、第六三 三 号、第五二一 一・ 四二号、第五二一 一・ 四三号、第五二一 一・ 四九号、第五二二 一・ 一 号、第五二二 一・ 二 号、第五二二 一・ 一三 号、第五二二 一・ 一四号、第五二二 一・ 二 号、第五二二 一・ 二二 号、第五二二 一・ 二三号又は第五二二 一・ 二四号に掲げる物品</p> <p>関税率表第五二 八・ 五 一 号、第五二 八・ 五二 号、第五二 九・ 五九 号、第五二 一・ 五 一 号、第五二 一・ 五九 号の二、二若しくは三、第五二 一・ 五 二 号の二、二若しくは三、第五二 一・ 五九 号の二、二若しくは三、第五二 一・ 一 号、二若しくは三、第五二 一・ 一五 号の二、二若しくは三又は第五二 一・ 二五 号の二、二若しくは三に掲げる物品のうち</p> <p>ろうけつ染めしたもの(手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。)(以外のもの)</p>

	<p>・一七号、第六三三・一九号、第六三四・一一号又は第六三 四・九一号に掲げる物品</p>
二八	<p>関税率表第六四・三項、第六四・四項、第六四・五・一 号の二若しくは二又は第六四・五・九号の二に掲げる物品</p>

改正案

現行

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第五条関係）

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第五条関係）

第七条の九及び第七条の十 削除

（フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置）

第七条の十一 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「フィリピン協定」という。）に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）による特定の種類の貨物（フィリピン協定第十八条１の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。）の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実（第九項及び第十一項において「フィリピン特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第九項及び第十一項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条１の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（第十一項の規定により指定された期間と通算して三年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてフィリピン協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物

のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率（フィリピン協定の効力発生の日から起算して六年を経過する日の属する年度の末日までは、イに掲げる税率）の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ フィリピン協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条5 の規定に基づき、当該措置につき第十一項の規定により指定された期間と通算して三年を超え四年以内の期間を指定することができる。

3 第一項の規定による措置をとる場合において、前二項の規定により指定しようとする期間が第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えるものであるときは、フィリピン協定第二十二条5 の規定に基づき、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならぬ。

4 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条5 の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限り延長することができる。

5 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えて延長する場合には、フィリピン協定第二十二条5 の規定に基づき、当該措置を一定の期間ごとに段階的に緩和するものとする。

6 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、フィリピン協定第二十二条5 に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

7| フィリピンにおいてフィリピン協定第二十一条の規定による措置（以下この項及び次項において「フィリピンの緊急措置」という。）がとられた場合には、フィリピン協定第二十二条 6 及び の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。ただし、フィリピンの緊急措置がフィリピン協定第二十一条の規定によりフィリピンにおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、フィリピンの緊急措置がとられた日から一年を経過していない場合は、この限りでない。

8| 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はフィリピンの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

9| 政府は、フィリピン特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

10| 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。

11| 政府は、第九項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、フィリピン特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条 4 及び の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてフィリピン協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする

二七。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率（フィリピン協定の効力発生の日から起算して六年を経過する日の属する年度の末日までは、イに掲げる税率）の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ フィリピン協定の効力発生の日の前日における実行税率

12 政府は、第九項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

13 第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十一項の規定による措置をとることができない。

14 政府は、フィリピン協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十一項の規定による措置をとることができる。

15 第八条の九第一項に規定する議許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十一項の規定は、適用しない。

16 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条の七及び第八条の八 削除

(フィリピン協定に基づく関税割当制度)

第八条の九 フィリピン協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行つ割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十四年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

改正案	現行
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（附則第六条関係）</p> <p>（内国消費税の免除）</p> <p>第七条 前条の規定の適用を受ける物品については、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税並びに石油石炭税（以下「内国消費税」という。）を免除する。ただし、保税工場（関税法第六十一条の五第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）又は総合保税地域において製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた物品及び内国消費税の免除を受けて輸出された物品で、前条第二号に掲げる物品に該当するものは、この限りでない。</p> <p>（税関検査の免除等）</p> <p>第九条 次に掲げる物品については、関税法第六十七条の規定による検査を行わない。</p> <p>い。</p> <p>一～四 （省 略）</p> <p>2 合衆国軍事郵便線路上にある郵便物については、関税法第三十条第一項本文、第六十三条の二及び第七十六条第三項の規定は適用しない。</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（附則第六条関係）</p> <p>（内国消費税の免除）</p> <p>第七条 前条の規定の適用を受ける物品については、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税並びに石油石炭税（以下「内国消費税」という。）を免除する。ただし、保税工場又は総合保税地域において製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた物品及び内国消費税の免除を受けて輸出された物品で、同条第二号に掲げる物品に該当するものは、この限りでない。</p> <p>（税関検査の免除）</p> <p>第九条 左に掲げる物品については、関税法第六十七条の規定による検査を行わない。</p> <p>い。</p> <p>一～四 同上</p>

改正案	現行
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第七条関係）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三（省略）</p> <p>四 「保税工場」とは、保税地域のうち関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税工場（同法第六十一条の五第二項（保税工場の許可の特例）の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）をいう。</p> <p>五 七（省略）</p> <p>（課税物品の確定の時期）</p> <p>第三条 保税地域からの引取りに係る課税物品に内国消費税を課する場合の基礎となる課税物品の性質及び数量は、当該物品に関税を課する場合（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる場合を含む。次条において同じ。）の基礎となる当該物品の性質及び数量による。ただし、次の各号に掲げる課税物品については、当該各号に定める時における性質及び数量による。</p> <p>一 関税法第六十一条の四（保税工場）において準用する同法第四十三条の第三項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）若しくは同法第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）又は同法第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の承認を受けて加工され、又は製造された課税物品（政令で定めるものを除く。）</p>	<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第七条関係）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 同上</p> <p>四 「保税工場」とは、保税地域のうち関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税工場をいう。</p> <p>五 七 同上</p> <p>（課税物品の確定の時期）</p> <p>第三条 保税地域からの引取りに係る課税物品に内国消費税を課する場合の基礎となる課税物品の性質及び数量は、当該物品に関税を課する場合（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる場合を含む。次条において同じ。）の基礎となる当該物品の性質及び数量による。ただし、次の各号に掲げる課税物品については、当該各号に定める時における性質及び数量による。</p> <p>一 関税法第六十二条（保税工場）において準用する同法第四十三条の第三項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）若しくは同法第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）又は同法第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の承認を受けて加工され、又は製造された課税物品（政令で定めるものを除く。）</p>

十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする時

二（省 略）

（適用法令）

第四条（省 略）

2 保税蔵置場（保税地域のうち関税法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）に規定する保税蔵置場（同法第五十条第二項（保税蔵置場の許可の特例）の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）をいう。）若しくは総合保税地域に置かれた課税物品又は保税工場若しくは総合保税地域における同法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品である課税物品で、輸入申告がされた後同法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可（以下「輸入の許可」という。）（同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる課税物品については、その承認）がされる前に当該物品に適用される内国消費税に関する法令の改正があつたもの（同法第四条第一項第四号又は第七号（課税物件の確定の時期）に掲げる貨物に該当するものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、当該許可又は承認の日において適用される法令による。

（郵便物の内国消費税の納付等）

第七条（省 略）

2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取るうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物

条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする時

二 同上

（適用法令）

第四条 同上

2 保税蔵置場（保税地域のうち関税法第四十二条（保税蔵置場の許可）に規定する保税蔵置場をいう。）若しくは総合保税地域に置かれた課税物品又は保税工場若しくは総合保税地域における同法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品である課税物品で、輸入申告がされた後同法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可（以下「輸入の許可」という。）（同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる課税物品については、その承認）がされる前に当該物品に適用される内国消費税に関する法令の改正があつたもの（同法第四条第一項第四号又は第七号（課税物件の確定の時期）に掲げる貨物に該当するものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、当該許可又は承認の日において適用される法令による。

（郵便物の内国消費税の納付等）

第七条 同上

2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書類を名あて人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取るうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物

を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又は次項若しくは第五項の規定によりその内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）と、」又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

4 | 第二項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定の適用を受ける場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託しなければならない。この場合においては、国税通則法第三章第一節（国税の納付）の規定は、適用しない。

5 | 第一項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株

を受け取る際、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付しなければならない。この場合において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）と、」又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

式会社に交付し、その納付を委託することができる。この場合においては、国税通則法第三章第一節の規定は、適用しない。

6| 関税法第七十七条の二(第二項に限る。)から第七十七条の五まで(郵便物に係る関税の納付委託等)の規定は、第四項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を郵便事業株式会社へ委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十条」と、同法第七十七条の三第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同法第七十七条の四「第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

7| 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条(賦課決定)の賦課決定通知書とみなす。

8| (省略)

(保税工場外等における保税作業)

第十条 関税法第五十六条第一項(保税工場の許可)又は第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の規定により保税工場又は総合保税地域の許可を受けた者(保税工場にあつては当該保税工場に係る同法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の届出が受理された者を含み、総合保税地域にあつては当該許可

4| 第一項の郵便物に係る同項の書類は、国税通則法第三十二条(賦課決定)の賦課決定通知書とみなす。

5| 同上

(保税工場外等における保税作業)

第十条 関税法第五十六条第一項(保税工場の許可)又は第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の規定により保税工場又は総合保税地域の許可を受けた者(総合保税地域にあつては、当該許可を受けた者以外に当該総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。)が

を受けた者以外に当該総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。）が、同法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（同法第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可を受けて保税工場又は総合保税地域にある外国貨物である課税物品を、政令で定めるところにより当該保税工場又は総合保税地域以外の場所に出す場合には、同法第六十一条第一項の規定により指定された場所に出されている当該物品及び当該物品を原料又は材料とした製品は、同項の規定により指定された期間が満了するまでは、なお当該保税工場又は総合保税地域にあるものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

2 及び 3 （省略）

（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付）

第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。

一 四 （省略）

五 関税暫定措置法第七条の八第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）

六 削除

2 及び 3 （省略）

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第七条第六項において準用する関税法第七十七条の五第二項（違法行為等の是正）の規定による報告をせず、又は偽った報告をした者

、同法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（同法第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可を受けて保税工場又は総合保税地域にある外国貨物である課税物品を、政令で定めるところにより当該保税工場又は総合保税地域以外の場所に出す場合には、同法第六十一条第一項の規定により指定された場所に出されている当該物品及び当該物品を原料又は材料とした製品は、同項の規定により指定された期間が満了するまでは、なお当該保税工場又は総合保税地域にあるものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

2 及び 3 同上

（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付）

第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。

一 四 同上

五 関税暫定措置法第七条の九第十一項（メキシコの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）

六 関税暫定措置法第七条の第十二項（マレーシアの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）

2 及び 3 同上

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

四 三 二
(省 (省 (省
略 略 略)

三 二 一
同 同 同
上 上 上

改正案	現行
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第八条関係）</p> <p>（郵便物の内国消費税の納付等）</p> <p>第七条 課税物品を内容とする郵便物（関税法第六条の二第二項第二号口（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。</p> <p>2～8 （省略）</p> <p>（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）</p> <p>第八条 外国貨物（関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物をいう。以下同じ。）である課税物品が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に掲げる者から、直ちにその内国消費税を徴収する。</p> <p>一 関税法第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により税関長が期間を定めて行う課税物品の搬出その他の処置の求めに対して、当該期間内に当該処置がされない場合（当該課税物品の輸入が他の法令の規定によりできないことその他税関長がやむを得ない事情があると認める場合を除く。）保税展示場の許可を受けた者</p> <p>二 関税法第七十六条の二第二項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が亡失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情に</p>	<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第八条関係）</p> <p>（郵便物の内国消費税の納付等）</p> <p>第七条 課税物品を内容とする郵便物を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。</p> <p>2～8 同上</p> <p>（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）</p> <p>第八条 外国貨物（関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物をいう。以下同じ。）である課税物品が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に掲げる者から、直ちにその内国消費税を徴収する。</p> <p>一 関税法第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収される場合、保税展示場の許可を受けた者</p>

より亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。
） 郵便事業株式会社

- 三 (省略)
- 四 (省略)
- 五 (省略)
- 六 (省略)
- 七 (省略)
- 2及び3 (省略)

(保税運送等の場合の免税)

第十一条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三條第一項(保税運送)若しくは第六十四條第一項(難破貨物等の運送)の規定による承認(同項ただし書の規定により警察官に届け出た場合を含む。)を受け、又は同法第六十三條の二第一項(郵便物の保税運送)の規定により税関長に届出をして保税地域その他これらの規定に規定する場所(酒類の製造場に該当する場所を除く。)から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

- 2及び4 (省略)

5 第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品(輸出の許可(関税法第六十七條(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出の許可をいう。第十五條の二において同じ。))を受けたものを除く。()が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に定める者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該物品を災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

一 第一項に規定する承認を受けた課税物品が関税法第六十三條第四項(同法第六十四條第二項において準用する場合を含む。)(の規定により指定された期間内に運送先に到着しない場合)当該承認を受けた者

- 二 同上
- 三 同上
- 四 同上
- 五 同上
- 六 同上
- 2及び3 同上

(保税運送等の場合の免税)

第十一条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三條第一項(保税運送)若しくは第六十四條第一項(難破貨物等の運送)の規定による承認を受け、又は同項ただし書の規定による届出をして保税地域その他これらの規定に規定する場所(酒類の製造場に該当する場所を除く。)から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

- 2及び4 同上

5 第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品(輸出の許可(関税法第六十七條(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出の許可をいう。第十五條の二において同じ。))を受けたものを除く。()が、同法第六十三條第四項(同法第六十四條第二項において準用する場合を含む。)(の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、税関長は、第一項に規定する承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該物品を災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

二 第一項に規定する税関長への届出をした課税物品が関税法第六十五条の二第

一項(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)に規定する期間内に運送

先に到着しない場合 当該届出をした者

改正案	現行
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第九条関係）</p> <p>（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付）</p> <p>第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。</p> <p>一～五（省略）</p> <p>2及び3（省略）</p>	<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第九条関係）</p> <p>（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付）</p> <p>第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。</p> <p>一～五 同上</p> <p>六 削除</p> <p>七 <u>関税暫定措置法第七条の十一第十二項（フィリピンの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）</u></p> <p>2及び3 同上</p>

改正案	現行
<p>国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）（附則第十条関係）</p> <p>（強制換価の場合の消費税等の優先）</p> <p>第十一条 国税通則法第三十九条（強制換価の場合の消費税等の徴収の特例）又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第八條第一項第三号若しくは第七号（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）の規定により徴収する消費税等（その滞納処分費を含む。）は、次条から第十七条まで（差押先着手による国税の優先等）及び第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。</p>	<p>国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）（附則第十条関係）</p> <p>（強制換価の場合の消費税等の優先）</p> <p>第十一条 国税通則法第三十九条（強制換価の場合の消費税等の徴収の特例）又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第八條第一項第二号若しくは第六号（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）の規定により徴収する消費税等（その滞納処分費を含む。）は、次条から第十七条まで（差押先着手による国税の優先等）及び第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。</p>

改正案

通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（附則第十一条関係）

（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。

イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすることを。

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続（関税の確定及び納付に関する手続を含む。以下「通関手続」という。）

(一) (省略)

(二) 関税法第七条の二第一項の承認の申請

(三) (省略)

(四) 保税蔵置場（関税法第五十条第二項の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）、保税工場（同法第六十一条の五第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。以下この号において同じ。）若しくは総合保税地域に外国貨物を置くこと、保税工場において外国貨物を同法第五十六条第一項に規定する保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において同法第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為をすることの承認の申請又は保税展示場に入れる外国貨物に係る同法第六十二条の三第一項の申告

現行

通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（附則第十一条関係）

（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。

イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすることを。

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認若しくは指定の申請からそれぞれの許可若しくは承認を得、又は指定を受けるまでの手続（関税の確定及び納付に関する手続を含む。以下「通関手続」という。）

(一) 同上

(二) 関税法第七条の二第一項の承認又は指定の申請

(三) 同上

(四) 保税蔵置場、保税工場若しくは総合保税地域に外国貨物を置くこと、保税工場において外国貨物を関税法第五十六条第一項に規定する保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において同法第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為をすることの承認の申請又は保税展示場に入れる外国貨物に係る同法第六十二条の三第一項の申告

(五) (省略)
及び (省略)

ロ 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は財務大臣に対して提出する通関手続又はイの不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十八条第一項において同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「通関書類」という。()を作成すること。

二 「通関業」とは、業として通関業務を行つたことをいう。

三及び四 (省略)

(欠格事由)

第六条 税関長は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

一 三 (省略)

四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。)(若しくは国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号))において準用する場合を含む。)(の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。))を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの

イ 関税法第百八条の四から第百十二条まで(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。)(の規定

(五) 同上
及び 同上

ロ 同上

二 「通関業」とは、業として通関業務を行つたことをいう。

三及び四 同上

(欠格事由)

第六条 税関長は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

一 三 同上

四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。)(若しくは国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号))において準用する場合を含む。)(の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。))を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの

イ 関税法第百八条の四から第百十二条まで(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。)(又は第百十三条の三の規定

五、八（省略）
口（省略）

五、八同上
口同上

改正案	現行
<p>消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（附則第十二条関係）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 九（省 略）</p> <p>十 外国貨物 関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物（同法第七十三条の二）（輸出を許可された貨物とみなすもの）の規定により輸出を許可された貨物とみなされるものを含む。をいう。</p> <p>十一 二十（省 略）</p> <p>二 四（省 略）</p> <p>（輸出免税等）</p> <p>第七条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 外国貨物の譲渡又は貸付け（前号に掲げる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第八條第一項第三号）（公売又は売却等の場合における国内消費税の徴収）に掲げる場合に該当することとなつた外国貨物の譲渡を除く。）</p> <p>三 五（省 略）</p> <p>二（省 略）</p>	<p>消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（附則第十二条関係）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 九 同上</p> <p>十 外国貨物 関税法第一条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物をいう。</p> <p>十一 二十 同上</p> <p>二 四 同上</p> <p>（輸出免税等）</p> <p>第七条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。</p> <p>一 同上</p> <p>二 外国貨物の譲渡又は貸付け（前号に掲げる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第八條第一項第二号）（公売又は売却等の場合における国内消費税の徴収）に掲げる場合に該当することとなつた外国貨物の譲渡を除く。）</p> <p>三 五 同上</p> <p>二 同上</p>

改正案	現行
<p>弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（附則第十三条関係）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一及び二（省略）</p> <p>三 前二号に該当する者を除くほか、関税法第百八条の四第二項（同法第六十九条の第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）第三項（同法第百八条の四第二項に係る部分に限る。）若しくは第五項（同法第六十九条の第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）第百九条第二項（同法第六十九条の十一第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）第三項（同法第百九条第二項に係る部分に限る。）若しくは第五項（同法第六十九条の十一第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。）若しくは第百十二条第一項（同法第百八条の四第二項及び第百九条第二項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第百十九条から第百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一項若しくは第二項第一号から第四号まで若しくは第六号（同法第十八条第一項に係る部分を除く。）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>四（省略）</p>	<p>弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（附則第十三条関係）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一及び二 同上</p> <p>三 前二号に該当する者を除くほか、関税法第百八条の四第二項（同法第六十九条の第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（同法第百八条の四第二項に係る部分に限る。）第百九条第二項（同法第六十九条の十一第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（同法第百九条第二項に係る部分に限る。）若しくは第百十二条第一項（同法第百八条の四第二項及び第百九条第二項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第百十九条から第百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一項若しくは第二項第一号から第四号まで若しくは第六号（同法第十八条第一項に係る部分を除く。）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>四 同上</p>

改正案	現行
<p>沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（附則第十四条関係）</p> <p>（手数料の軽減）</p> <p>第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料（第四十三条第一項の認定）同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るもの手数料を含む。）を軽減することができる。</p> <p>（課税物件の確定に関する特例）</p> <p>第四十七条 第四十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（第四十三条第一項の認定）同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における同法第五十六条第一項に規定する保税作業による外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定に</p>	<p>沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（附則第十四条関係）</p> <p>（手数料の軽減）</p> <p>第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料を軽減することができる。</p> <p>（課税物件の確定に関する特例）</p> <p>第四十七条 第四十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用することができるものとする。</p>

かわらず、同項本文の規定を適用することができるものとする。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（附則第十五条関係）

附則

第四十六条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の六第三項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。

第六十九条の十五第三項中「社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（附則第十五条関係）

附則

第四十六条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の六第三項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三百条第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。

第六十九条の十二第三項中「社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。

改正案	現行
<p>関税率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）（附則第十六条関係）</p> <p>第七条 関税法の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十九条の十一第一項第五号の次に次の一号を加える。</p> <p>五の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第六条第十九項（定義）に規定する一種病原体等及び同条第二十項に規定する二種病原体等。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p> <p>附則</p> <p>第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一～三 （省 略）</p> <p>四 第七条中関税法第三十条及び第六十五条の二の改正規定（「第四号まで」の下に「、第五号の二」を加える部分に限る。）、同法第六十九条の十一第一項第五号の次に一号を加える改正規定並びに同法第九十九条の二の改正規定（「第四号まで」の下に「、第五号の二」を加える部分に限る。） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十六号）の施行の日</p> <p>五〇七 （省 略）</p>	<p>関税率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）（附則第十六条関係）</p> <p>第七条 関税法の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十九条の八第一項第五号の次に次の一号を加える。</p> <p>五の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第六条第十九項（定義）に規定する一種病原体等及び同条第二十項に規定する二種病原体等。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p> <p>附則</p> <p>第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一～三 同上</p> <p>四 第七条中関税法第三十条及び第六十五条の二の改正規定（「第四号まで」の下に「、第五号の二」を加える部分に限る。）、同法第六十九条の八第一項第五号の次に一号を加える改正規定並びに同法第九十九条の二の改正規定（「第四号まで」の下に「、第五号の二」を加える部分に限る。） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十六号）の施行の日</p> <p>五〇七 同上</p>